

宮城県社会的養育推進計画



©宮城県・旭プロダクション

宮城県

令和2年3月

目 次

I	宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって	
1	計画の趣旨	1
2	他の県計画との関係	2
3	計画の期間	3
4	現行計画（宮城県家庭的養護推進計画）の進捗状況	4
II	宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像	
1	計画の基本理念	7
2	計画の全体像	8
3	当事者である子どもの参画	9
III	宮城県社会的養育推進計画について	
1	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	1 1
2	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	1 5
3	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	1 9
4	里親等への委託の推進に向けた取組	3 1
5	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	3 9
6	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	4 5
7	一時保護改革に向けた取組	5 3
8	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	5 9
9	児童相談所の強化等に向けた取組	6 1
IV	参考資料	
1	計画策定までの流れ	6 7
2	計画策定懇話会委員名簿	6 8
2	宮城県内の施設等	6 9
3	家庭養育の推進に関するこれまでの動き	7 1
4	家庭養育の推進に関する資料	7 2

I 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

我が国の児童家庭福祉施策については、これまで、社会環境の変化等に応じた累次の見直しが行われてきました。

近年では、平成23年に厚生労働省の機関である社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が取りまとめた、「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護においては原則として家庭的養護を優先すること、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくこと、また、入所委託児童の割合を、今後里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）、グループホーム、本体施設それぞれおおむね3分の1ずつにしていくこととされ、平成24年に同委員会が取りまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」において、乳児院及び児童養護施設（以下「施設等」という。）は小規模化・地域分散化等を定める「家庭的養護推進計画」を、都道府県は都道府県単位での小規模化・地域分散化等を定める「都道府県推進計画」を策定することとされたことから、当県では平成27年3月「宮城県家庭的養護推進計画」を策定しています。

平成28年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正法」という。）においては、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記され、これにより、国・地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適切でない場合は家庭における養育環境と同等の養育環境である里親等への委託を進めることとされました。また、児童養護施設で養育される場合であっても施設の小規模かつ地域分散化された、できる限り良好な家庭的環境で養育されること、との方向性も明確に示されています。

これらの抜本的な改正を受けて、厚生労働大臣の下で開催された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、平成29年8月、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では平成28年改正法の理念を実現するため、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児からの段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などを始めとする項目について、提言がなされています。

平成28年改正法及び「新しい社会的養育ビジョン」による提言を受け、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、都道府県は平成31年度中（令和元年度中）に既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画を策定することとされました。

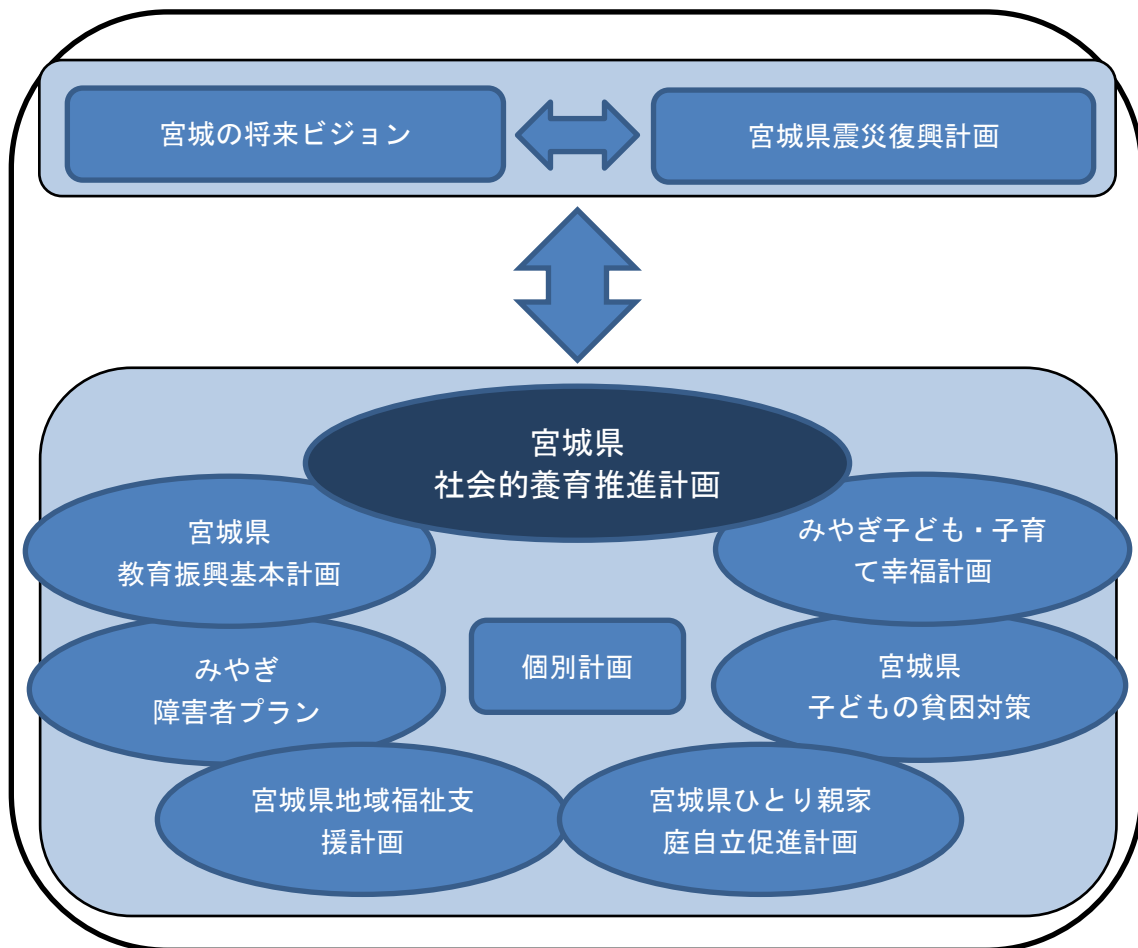
このような方針に基づき、宮城県では今後、県が行うべき施策の方向性を明確に示し、「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、平成27年3月に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、「宮城県社会的養育推進計画」を策定しました。

2 他の県計画との関係

本計画は県政運営の基本的指針である「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの復興の道筋を示した計画である「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつとなっています。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、みやぎ子ども・子育て県民条例（平成27年宮城県条例第67号）に基づき、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを産み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するために策定された「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の内容と整合するものとなっております。

なお、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」は平成27年に第Ⅰ期計画が、令和元年度に第Ⅱ期計画が策定されています。



3 計画の期間

本計画は令和11年度を終期として、令和2年度から令和6年度、令和7年度から令和11年度ごとの各期に区分して策定しています。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、令和2年度から令和6年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行って取組の推進を図ります。

また、その際は県が策定する他計画（みやぎ子ども・子育て幸福計画，障害児福祉に関する計画，地域福祉に関する計画など）との連携を図り，整合性がとれた計画となるよう留意します。

なお，本計画は宮城県と仙台市のそれぞれが別に作成していますが，施設に関する項目等をはじめ，共通する内容も含まれるため，互いに計画の進捗状況について情報共有を図り，関係機関の混乱を来さないよう配慮します。

【計画見直し時期】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画策定	前期				
			見直し検討		見直し検討

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
後期				
		見直し検討		見直し検討

4 現行計画の進捗状況

平成26年度に策定した宮城県家庭的養護推進計画（現行計画）における、家庭的養護の需要量を踏まえた施設養護、家庭養護の供給量の目標値及び家庭的養護の推進の目標値、並びに平成30年度末時点での目標に対する進捗状況は次のとおりです。

なお、現行計画は仙台市を含む県計画として策定しました。

また、東日本大震災による震災孤児に係る数値は除いて目標を設定しています。

	計画策定前 (平成25年度末)	前期 (平成31年度末)	中期 (平成36年度末)	後期 (平成41年度末)	現在 (平成30年度末)			
					県+仙台市	前期目標 に比した 達成率	県	仙台市
登録里親数	224	254	299	350	305	120%	156	149
(養育里親)	(157)	(182)	(222)	(268)	224	123%	130	94
(うち専門里親)	(13)	(15)	(20)	(25)	18	120%	8	10
(養子縁組里親)	(55)	(60)	(65)	(70)	59	98%	14	45
(親族里親)	(12)	(12)	(12)	(12)	22	183%	12	10
ファミリーホーム の定員数〔か所数〕	42〔7〕	60〔10〕	78〔13〕	132〔22〕	42〔7〕	70%	36〔6〕	6〔1〕
グループホームの 定員数〔か所数〕	12〔2〕	36〔6〕	62〔10〕	92〔15〕	48〔8〕	133%	6〔1〕	42〔7〕
(分園型小規模グル ープケア)〔か所数〕	(0)〔0〕	(0)〔0〕	(8)〔1〕	(20)〔3〕	0	0	0	0
(地域小規模児童養 護施設)〔か所数〕	(12)〔2〕	(36)〔6〕	(54)〔9〕	(72)〔12〕	48〔8〕	133%	6〔1〕	42〔7〕
本体施設定員数	448	401	333	238	412	▲11	-	-
(児童養護施設)	(363)	(321)	(268)	(183)	(327)	▲6	-	-
(乳児院)	(85)	(80)	(65)	(55)	(85)	▲5	-	-
入所委託児童数	本体施設 389 グループホーム 12 里親等 111 (ファミリーホーム 22) (里親 89)	本体施設 356 グループホーム 36 里親等 182 (ファミリーホーム 38) (里親 144)	本体施設 302 グループホーム 62 里親等 264 (ファミリーホーム 57) (里親 207)	本体施設 220 グループホーム 92 里親等 355 (ファミリーホーム 110) (里親 245)	本体施設 308 GH40 里親等 149 (FH32) (里親 117)	本体施設 48 GH4 里親等▲33 (FH▲6) (里親▲27)	本体施設 153 GH15 里親等 90 (FH25) (里親 65)	本体施設 155 GH25 里親等 59 (FH7) (里親 52)
里親等委託率	21.7%	31.7%	42.0%	53.2%	30.0%	▲1.7%	34.9%	24.7%
全入所委託児童数 に占める本体施 設・GH・里親等 の構成比	本体施設：GH： 里親等＝ 76：2：22	本体施設：GH： 里親等＝ 62：6：32	本体施設：GH： 里親等＝ 48：10：42	本体施設：GH： 里親等＝ 33：14：53	本体施設： GH：里親等＝ 62：8：30	-	本体施設： GH：里親等＝ 59：6：35	本体施設： GH：里親等＝ 65：10：25
本体施設の 小規模グル ープケア化	16か所 (本体施設定員 の30%)	20か所 (本体施設定員 の40%)	32か所 (本体施設定員 の73%)	37か所 (本体施設定員 の100%)	20か所 (本体施設定 員の33%)	±0 ▲7%	1か所 6人	19か所 131人

※ 震災孤児に係る数値は、除いている。

【現行計画の評価】

(1) 本体施設の小規模化

- ・ 乳児院及び児童養護施設の本体定員は地域小規模児童養護施設の開設に伴う定員の移行により、現行計画策定前に比して、平成30年度末の時点で36人減少し、412人となっておりますが、前期（平成31年度末）目標は未達成です。
- ・ グループホームについては、地域小規模児童養護施設が8か所開設（平成30年度末）され、計画策定前に比して、6か所増加（定員は36人増加）し、前期目標を達成しています。
- ・ 登録認定里親数は305世帯（平成30年度末）となっており、前期目標を達成しています。

(2) グループホーム・ファミリーホームの設置及び定員増

- ・ ファミリーホームでは、養育者の高齢化により、将来的に事業の継続が困難となることが懸念されております。委託児童の安定した生活の場を確保するため、平成28年度に、ファミリーホーム養育者の要件を見直し、補助者としての養育経験を要する等の一定要件を満たした場合、養育者と認定できることとしました。
- ・ ファミリーホーム数は7か所と計画策定前から増減はなく（1か所新規開設、1か所閉鎖）、前期目標は未達成となっております。

(3) 里親の確保

- ・ 平成28年度に「みやぎ里親支援センターけやき」を設置し、「里親制度推進」、「里親支援」、「里親委託推進」「震災遺児孤児養育世帯支援」「里親マッチング」を行っております。

みやぎ里親支援センターけやきと各児童相談所（支所）が連携して効果的な里親支援事業を行っています。

里親制度推進：県内各市町村での里親制度説明会、相談窓口の開設

里親支援：各種研修や専門家による相談会、里親同士の相互交流会

里親委託推進：関係機関による連絡調整会議、未委託里親支援

震災遺児孤児養育世帯支援：震災遺児孤児養育世帯同士の相互交流会、相談会

里親マッチング：委託前の里親候補と里子候補との面会交流の調整、委託後の支援

(4) その他

- ・ 児童福祉施設、里親支援機関、里親会、児童相談所などの関係機関が参集する里親委託推進検討会を開催し、里親委託推進に向けた課題について検討しています。
- ・ また、みやぎ里親支援センターけやきによるフォスタリングチェンジプログラム研修などの各種研修の開催などにより里親の養育能力及び支援体制の構築に努めました。

全体評価： 現行計画の前期（平成31年度末）目標に対して、平成30年度末時点で、登録里親数、グループホームの定員数は達成しています。その他の項目は未達成ですが、里親委託率は前期目標31.7%に対して平成30年度末時点で30.0%となっており、全体的にはおおむね計画どおり進捗しています。

II 宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像

1 計画の基本理念

【計画の基本理念】

- 子どもの権利を保障する取組を行います。
- 家庭養育優先原則に則した取組を行います。

「宮城県社会的養育推進計画」は、「①子どもの権利保障」と「②家庭養育優先原則」を基本理念とし、これらに則した取組を通じて、子どもの最善の利益を実現するための県の取組方針を定める計画となります。

(1) 子どもの権利保障

平成28年改正法において、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること」及び「児童を中心に位置づけ、その上で国民、保護者、国・地方公共団体（都道府県・市町村）が支えるという形で、その福祉が保障されること」が明確化されました。

(2) 家庭養育優先原則

また、平成28年改正法においては、国・地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適切でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。そして、これらが適切でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性も明確に示されています。

本県では本計画の策定により、子どもの権利を保障するため、子どもの権利保障の現状を把握するとともに、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の確立を目指します。一時保護や代替養育を実施する際には、可能な限り子どもに状況を説明し、その意見を酌み取りながら方針を検討するなど、子どもの権利を尊重して関わるとともに、子どもの特性や状況に応じた受け皿の多様性確保を目指します。

また、家庭養育優先原則に則り、子どもが家庭において養育されるよう、身近で支援を行う市町村の相談体制の整備及び相談支援の専門機関である児童相談所のより充実した体制整備や更なる専門性の向上に取り組み、子どもが家庭で養育されることが困難又は適切でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親委託を進め、子どもの安定した生活を維持するための里親支援を継続することとし、あわせて特別養子縁組制度を活用するための児童相談所による支援体制を強化します。また、施設入所が必要な場合も、できる限り良好な家庭環境である小規模かつ地域分散化した児童養護施設の整備を促進します。

さらに、社会的養護のもとで生活した子どもが自立した生活を送れるよう里親委託解除、施設措置解除後の相談支援体制の充実を図ることとします。

2 計画の全体像

本計画は、以下に掲げる9項目ごとに取組及び目標等を策定していますが、これらの項目は緊密に繋がっており、一体的かつ全体的な視点をもって取組を推進する必要があります。

- (1) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (2) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- (3) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (4) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (7) 一時保護改革に向けた取組
- (8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (9) 児童相談所の強化等に向けた取組

また、本計画には子どもが権利の主体であるとした平成28年改正法の理念を念頭に、当事者である子どもや保護者などの支援対象者や、里親等や施設等などの支援を提供するものの意見が適切に反映される必要があるため、策定に当たって、学識経験者や関係団体等の意見を聴取する懇話会を開催するとともに、関係団体へのヒアリング、当事者である子どもへのアンケートを実施するなど、幅広い関係者の参画のもとに行っています。

なお、各記載項目における試算及び指標は子どもの権利保障と家庭養育優先の原則により子どもの最善の利益を実現するために定めるものとしますが、保護を要する子どもが代替養育※を受け場を十分確保することやこれまで施設等が培ってきた高い専門性を十分に発揮できる環境が整備されること等にも配慮し、各関係機関からの意見聴取を行いながら試算及び指標設定をしています。

また、宮城県家庭的養護推進計画は仙台市を含む県計画として策定しましたが、本計画では県と仙台市がそれぞれの制度上の権限や所掌区域に係る項目が含まれるため、それぞれが別に策定することとしました。ただし、施設等の関連項目については、県措置児童と仙台市措置児童が仙台市に所在する仙台市所管施設と仙台市外に所在する県所管施設へ相互に措置されている状況を鑑み、混乱が生じないように、内容を統一することとしました。

※代替養育： 保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが不適切であると認められる子どもを家庭から分離し、里親等や施設等のもとの養育すること

3 当事者である子どもの参画

社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めること、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことなどが有効ですが、現状では、県内において、直接的に子どもの意見を聴取し意見を酌み取るための方策、子どもの権利を代弁する方策（アドボカシー機関の存在等）が未整備であること、子ども等について当事者団体（社会的養護経験者を含む。）はないこと等から、意見の集約が困難であったため、本計画を策定するに当たり、児童養護施設に措置されている子どもへのアンケート調査及び児童養護施設等へのヒアリング調査を実施し、一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況や意見聴取を行いました。

なお、里親委託されている子どもについては、里親と子どもの関係性が家庭ごとに多様であり、真実告知の時期や従来の里親子の関係性へのより細やかな配慮が求められ、アンケートの実施についても里親子ごとの検討が必要であったため、本計画を策定する際のアンケート実施は行いませんでした。

Ⅲ 宮城県社会的養育推進計画について

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

【主な取組】

- 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策の取組を推進します。
- みんなの権利ノートの作成及び改訂を行う等、子どもの年齢や特性に応じた説明・権利擁護に係る教育がなされるよう取組を進めます。

子どもが権利の主体であるとの平成28年改正法の理念を念頭に、各都道府県は措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について取組を進めることとされています。

あわせて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことが求められています。

なお、平成28年改正法では、児童福祉審議会（本県の場合は社会福祉審議会児童福祉専門分科会）は子ども本人や関係機関からの報告や意見聴取ができることとするとともに、委員により高い公正性を求めることとされています。

また、令和元年の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）では、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築、その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年（施行日：令和2年4月1日）を目途に検討を加え、必要な措置を講じるものとされています。

県内の措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の取組の現状

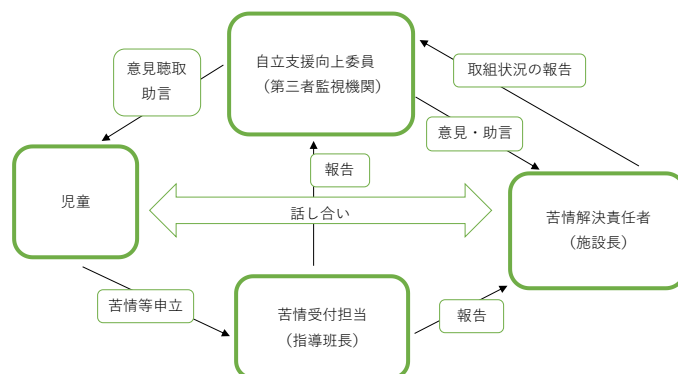
【現状】

① 施設措置された子ども

イ 施設措置された児童に対しては、措置入所前に児童相談所職員が「みんなの権利ノート」（宮城県作成）を用いて、子どもの権利や施設での生活、相談機関などの説明を行っています。

ロ 一部の児童養護施設、児童自立支援施設では措置された子どもの意見を第三者が聴き取り、代弁する方策が構築されていますが（※P12取組例参照）、その他の児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム等、多くの施設ではそのような方策は構築されておらず、職員が児童との面接や日常会話をとおして意見を酌み取っています。

※ 児童自立支援施設（宮城県さわらび学園）で行われている取組例
（社会福祉法第82条に基づく苦情解決制度）



- ・ 児童は苦情解決担当者に書面又は口頭で苦情や要望等を申し立て、話し合いによる解決の機会を得ることができる。
- ・ 児童と苦情解決責任者との話し合いで解決しない場合や児童が意見聴取を希望した場合には、苦情受付担当者から報告を受けた自立支援向上委員（第三者委員。2人）は、施設に赴いて児童からの意見を聴取し、必要な助言を行うとともに、苦情解決責任者に対して意見を述べ必要な助言を行う。

② 里親委託された子ども

- イ 里親委託された児童に対しては、委託前に口頭や図示などにより、子どもの権利や里親家庭での生活、相談窓口等の説明を行っています。
- ロ 里親委託後は、里親が日常会話をとおして子どもの意見を酌み取っています。また、児童相談所職員が家庭訪問した際などに担当職員が生活の様子等を聴き取り、意見表明をする機会を設けています。

③ 一時保護された子ども

- イ 入所直後に、一時保護所職員が子どもに対して、1日の流れや基本的なルール、一時保護所での生活に関する説明を行います。
- ロ 一時保護後、おおむね1週間以内に、「みんなの権利ノート」をもとに、子どもの権利について、説明します。
- ハ 2か月に一度、一時保護所に入所する子どもに対してアンケートを実施し、困りごとや意見を酌み取ることをとしています。集計の結果は、職員間で共有するとともに、子どもに対してもフィードバックを行い、改善すべき点を共有しています。
- ニ 一時保護所内に子どもが意見を投函できる意見箱を設置しています。

【課題】

- ・ 一部の児童養護施設、児童自立支援施設では子どもが意見を表明し、必要時に第三者が意見を代弁する仕組みが構築されていますが、その他の施設や里親家庭では、子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの意見を代弁する方策は未整備となっています。
- ・ 里親委託及び施設措置に当たっては、児童相談所職員が子どもの権利や里親家庭又は施設での生活の様子、相談窓口などについて説明していますが、委託・措置先や児童の年齢や特性など個々の状態に応じた説明方法が求められます。
また、説明の際に用いられる「みんなの権利ノート」については、施設措置を前提とし

た内容となっており、里親委託を前提とした権利ノートは未整備であること、施設措置を前提とした権利ノートについても作成時から数年が経過しており、施設内の状況や子どもの生活状況が変わった部分もあるため、内容の改訂が求められます。

- ・ 児童養護施設に入所する子どもを対象に実施したアンケート調査では、中立的な立場の大人が自分の意見を聴いてくれ、自分の代わりに児童相談所や施設に意見を伝えてくれる制度（アドボケイト）が必要だと回答した子どもが全体の25.4%を占める一方で、全体のおよそ半数の子どもは必要性が分からない、と回答しており、意見表明が自身の権利であることの認識が不十分であると推測されます。

【対応】

- ・ 国は子どもの権利擁護の在り方について、令和元年改正法の施行（令和2年4月1日）後2年を目処に検討を進めることとしており、本県においても、国の検討内容を踏まえて、子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策等について具体的な取組を実施します。
- ・ その際は、現に社会的養護のもとで生活する子どもだけではなく、県内に在住する子ども全体を対象とすること、子どもの意見表明を支援するアドボケイトは、「専門性」及び児童相談所や施設等からの「独立性」が担保された第三者であること、対象者が意見を表明しやすい方法（アウトリーチ型の訪問アドボケイト等）などに留意して、体制を構築します。
- ・ また、実施に当たっては、関係機関への情報提供や広報により、県内に広く周知されるよう配慮します。
- ・ 代替養育に関する措置、措置変更時、措置継続及び措置解除の際には定期的に理由や見直しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに、意思表示できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させることとします。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない場合にはその理由等を十分に子どもに説明することとします。
- ・ また、子どもに説明する際の資料として、「みんなの権利ノート」の改訂（施設措置向け）及び作成（里親委託向け）を行うとともに、子どもの年齢や特性に応じた説明・権利擁護に係る教育がなされるよう、その方法の構築や資料等を整備します。

【指標】

- ・ 一時保護や代替養育における権利擁護の実施状況
第三者による子どもの権利擁護に関する対応の検討時期及び検討結果（令和3年度末まで）
- ・ 子どもの権利擁護に関する教育の実施時期及び方法等
一時保護及びその解除時に「みんなの権利ノート」等資料を用いて説明・教育の実施
「みんなの権利ノート」の改訂及び作成（令和2年度末まで）

2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

【主な取組】

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化、市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置・運営に関する支援を行い、市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組みます。
- 児童家庭支援センターと関係機関の連携強化を図るとともに、職員の専門性強化を支援します。

(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組

平成28年改正法においては、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

これにより、国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することが原則とされています。

在宅で生活している子どもや家庭の支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センターや子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、身近な市町村におけるソーシャルネットワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが必要となります。また、身近な市町村における取組は、児童虐待の予防や早期対応という観点からも重要となることなどから、市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

【現状】

- ・ 県内の全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置・運営されています。
- ・ 県内（仙台市除く）の子育て世代包括支援センターの設置状況は14自治体です。
- ・ 県内（仙台市除く）の市町村子ども家庭総合支援拠点設置状況は4自治体（石巻市・大崎市・大和町・涌谷町）です。
- ・ 県内には公営・民営による母子生活支援施設5施設が設置されています（県所管3施設、仙台市所管2施設）。

【課題】

- ・ 児童虐待防止に限らず、子どもが地域で安全・安心な生活を送るためには、児童相談所と市町村の児童福祉担当課に加え、市町村教育委員会や学校、医療機関等との連携が必要です。地域における支援・連携の調整機能を担う要保護児童対策地域協議会の機能及び体制強化が求められます。
- ・ 子育て世代包括支援センターは、国の方針に基づき令和2年度末までに、市町村子ども家庭総合支援拠点についても、令和4年度までに全市町村が設置するとされたことから、県は設置に向けた支援・関与が必要となります。

【対応】

以下の対応により、市町村の子ども家庭支援体制の構築に取り組み、家庭養育優先原則に基づく、在宅で生活する子どもや家庭への支援を行います。

- 市町村職員研修（要保護児童対策地域協議会事務局職員及び母子保健担当職員対象）を定期的に開催し、市町村職員の専門性の向上を図ります。

また、関係機関による連携強化、市町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置を促進し、各市町村における相談支援体制の構築に取り組みます。

さらに人材確保方法の教示及び財政的支援、要保護児童対策地域協議会と子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターの役割分担等の設置・運営に関する相談に対して、厚生労働省が実施する「子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けたアドバイザー派遣」の制度を活用するなどして、市町村への支援を行います。

- 各児童相談所は、市町村研修会及び要保護児童対策地域協議会などへ参加を継続し、専門的な技術指導・助言を行うとともに、市町村の要請により、市町村への訪問指導を行います。

また、共通アセスメントツールの使用や対応力向上を目的とした研修会の充実を図り、研修会をとおして、児童相談所と各市町村とが支援を要する子ども及び家庭に対する認識や情報共有の方法、児童虐待への対応方法等を共有して支援できるように努めます。

【指標】

○市町村子ども家庭総合支援拠点設置数

	現状 (令和元年12月)	令和4年度末
市町村子ども家庭総合支援拠点設置数	4自治体	34自治体

※ 仙台市を除く

指標として県内34自治体での設置を挙げるが、小規模や児童人口が少ない市町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能とされていることから（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱 平成29年3月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、設置数＝市町村数とはならない場合もありうる。

○子育て世代包括支援センター設置数

	現状 (令和元年4月)	令和2年度末
子育て世代包括支援センター設置数	14自治体 (25か所)	34自治体

※ 仙台市を除く

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは、児童虐待や非行、里親に関する相談・支援など地域の子どもの福祉に関する問題について、子どもや家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う機関です。

また、児童相談所からの委託や市町村の求めに応じて、施設入所までは要しないものの、要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭への支援を行います。

子どもの家庭養育優先原則を実現するに当たっては、児童家庭支援センターが地域支援を十分に行い、児童相談所、市町村等の関係機関との連携を図ることが求められます。

【現状】

- ・ 社会福祉法人（気仙沼市）が児童家庭支援センター運営業務を実施しており（仙台市を含め、県内1か所）、子育て相談、ショートステイ事業、委託一時保護、里親支援事業等地域の児童福祉に関する様々な相談への対応・助言を行っております。

【課題】

- ・ 深刻化かつ複雑化する児童虐待を始めとした各種相談に応じるため、専門性の向上や関係機関との連携強化が求められております。
- ・ 児童家庭支援センターについては、児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化されており、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、児童相談所が身近にない地域への配置が求められています。

【対応】

- ・ 児童家庭支援センターや市町村との連携を強化し、共同での研修開催等を行い、職員の専門性強化を支援します。
- ・ 児童家庭支援センターの設置がなされていない地域においては、県保健福祉事務所、市町村等既存の支援機関との連携を特に強く図り、地域住民に必要時適切な支援が行えるよう努めます。
- ・ 仙台市が所管する乳児院が、今後乳幼児を専門とした児童家庭支援センターの設置を検討しており、所管する仙台市とも協議し、設置に向けた支援を行います。

3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、様々な理由により家庭における養育が困難又は適切でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされています（家庭養育優先原則）。そして、これらが適切でない場合には「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設で養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化の方向性が明確に示されました。

これらの取組を進めるに当たり、代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、当県における子どもを取り巻く状況等を勘案して算出しました。

なお、平成26年度に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」では、東日本大震災による孤児に係る数値は代替養育を必要とする子ども数の見込みから除いて策定しましたが、震災孤児の社会的養護全体に占める割合は低下傾向にあることや震災孤児についても代替養育の対象として計画を策定することが適当であることから、本計画の代替養育を必要とする子ども数には震災孤児を含むこととします。

(1) 県内の代替養育を必要とする子ども数の算出（仙台市除く）

令和元年度から令和11年度までの推計児童人口及び平成20年度から平成30年度までの代替養育児童数の児童人口に占める割合をもとに、県内の代替養育を必要とする子ども数を算出し、令和11年度には県内で287人の子どもに代替養育が必要と見込みました（表3-1）。

県としては、本計画における「2. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組」、「9. 児童相談所の強化等に向けた取組」を行うことで、子どもが家庭において健やかに養育されるように保護者への相談・支援体制の充実を図り、代替養育を必要とする子ども数の減少を目指します。

また、児童相談所が里親等委託又は施設措置した代替養育を必要とする子ども数は、東日本大震災直後には大幅に増加しましたが、以降は徐々に減少し、近年では震災以前の水準に戻りつつあります。

しかし、児童相談所における一時保護対応件数は、年間190～220件程度で高止まりの水準にあることに加えて、児童虐待相談件数（県内児童相談所における取扱件数）や各市町村の要保護児童対策地域協議会における登録数が増加傾向にあることや虐待による暴行事例や死亡事例が後を絶たず、行政や県民の児童保護の意識が向上していることなどから、今後も対応件数の増加が見込まれます。

加えて、保護を要する子どもが代替養育を受ける場がなくならないよう、十分な受け皿を確保することから、児童人口は減少を続けており、令和元年度以降も減少傾向が継続すると推測される状況ではありますが、代替養育を必要とする子ども数は減少せず、微増または、少なくとも現在の水準を維持するものとして算出しました。

※ 算出方法の詳細については、

P23～P26の「見込み数算出方法（詳細）」

(1) 県内の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数・推移 を参照

表3-1 新計画における人口推計（仙台市除く）

年度	平成20年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	217,312	191,714	188,042	184,168	180,669	177,748	174,546	171,345	168,143	164,941	161,739	158,929	156,118	153,308	150,497
0歳～2歳				25,939	26,697	26,398	25,828	25,258	24,688	24,119	23,549	23,144	22,739	22,334	21,929
3歳～就学前				37,440	37,294	36,736	36,109	35,482	34,856	34,229	33,603	32,942	32,282	31,622	30,962
学童期以降				120,789	116,678	114,615	112,610	110,604	108,599	106,593	104,588	102,842	101,097	99,352	97,606
代替養育を必要とする子どもの割合 (令和10年度75%未満)	0.117803			0.1525784	0.156056	0.1595335	0.163011	0.1664886	0.1699661	0.1734437	0.1769212	0.1803987	0.1838763	0.1873538	0.1908314
代替養育が必要な子ども数	256	336	297	281	282	284	285	285	286	286	286	286	287	287	287
0歳～2歳				26	26	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27
3歳～就学前				37	37	37	38	38	38	38	38	38	38	38	38
学童期以降				218	219	221	221	221	222	222	222	222	222	222	222

平成20年度、平成28年度から平成30年度は実際の数値、以降は推定値
 平成30年度の措置児童年齢人数比で以降の年齢比を推計（乳児9%、幼児13%、学童期以降78%）

(2) 里親委託が必要な子ども数

① 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合

平成30年度末時点で、代替養育を必要とする児童数は281人で、うち乳児院に措置される児童は26人、児童養護施設に措置される児童は142人、里親に委託される児童は87人、ファミリーホームに委託される児童は26人となっています（参考表8）。

また、平成30年度末時点で代替養育を必要とする子どもの年齢及び代替養育先による内訳は参考表9のとおりです。現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合（里親委託率※）は40.2%となっています。

※ 里親委託率（%）： 代替養育を必要とする子どものうち、里親及びファミリーホームに委託される子どもの割合。

$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児童数} + \text{児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

② 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

【入所期間の観点から】

平成30年度末時点で、施設入所している子どものうち、入所期間の観点（長期間の入所）から里親等委託が必要な子ども数は、施設入所児童168人中128人となります。

長期間の入所により里親等委託が必要とする基準は以下のとおりです（参考表10）。

〈乳児院〉

- イ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ロ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ハ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

〈学童期以降〉

- ニ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

平成30年度末時点で施設に入所している子どものうち、入所期間の観点から里親等委託が必要な子ども数128人に、現に里親等委託をされている子ども数113人を加えると、241人の子どもが現に里親委託されているまたは、里親委託が必要となります（表

3-2)。

また、平成30年度末時点での里親委託が必要な児童数が代替養育を必要とする子ども数に占める割合を(1)で算出した代替養育が必要な子ども数の見込みに乗じ、令和11年度末には245人の子どもに里親委託が必要と見込みます(表3-3)。

表3-2 入所期間の観点から里親等委託が必要な子ども数

	代替養育を必要とする子ども数	現に里親委託される子ども +里親委託が必要な子ども数	代替養育を必要とする子ども数に 占める割合
0歳から2歳	26	20	76.9%
3歳から就学前	37	33	89.2%
学童期以降	218	188	86.2%
合計	281	241	85.8%

表3-3 各年度における里親委託が必要な子ども数(仙台市除く)

現に施設入所する子どもの入所期間の観点から

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
代替養育が必要な子ども数	281	282	284	285	285	286	286	286	287	287	287	287
里親委託が必要な子ども数	241	242	244	245	245	245	245	245	245	245	245	245
0歳~2歳	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
3歳~就学前	33	33	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34
学童期以降	188	189	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191

【ケアニーズの観点から】

平成30年度末時点で、施設入所している子どものうち、児童のケアニーズの観点から里親等委託が必要な子ども数は、施設入所児童168人中60人(参考表13)となります。

ケアニーズの観点から施設養育が適当と判断される例としては以下のとおりです。

- イ 家族再統合に向けて調整中または検討中
- ロ 医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難
- ハ 年長で「家族」に対する拒否感が強い、または施設からの自立を希望

平成30年度末時点で施設に入所している子どものうち、ケアニーズの観点から里親等委託が必要な子ども数60人に、現に里親等委託をされている子ども数113人を加えると、173人の子どもが現に里親委託されているまたは、里親委託が必要となります(表3-4)。

また、平成30年度末時点での里親委託が必要な子ども数が代替養育を必要とする子ども数に占める割合を(1)で算出した代替養育が必要な子どもの数の見込みに乗じると、令和11年度末には176人の子どもに里親委託が必要となります(表3-5)。

表3-4 ケアニーズの観点から里親委託が必要な子ども数

	代替養育を必要とする子ども数	現に里親委託される子ども +里親委託が必要な子ども数	代替養育を必要とする子ども数に 占める割合
0歳から2歳	26	14	53.8%
3歳から就学前	37	23	62.2%
学童期以降	218	136	62.4%
合計	281	173	61.6%

表3-5 各年度における里親委託が必要な子ども数（仙台市除く）

現に施設入所する子どものケアニーズの観点から

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
代替養育が必要な子ども数	281	282	284	285	285	286	286	286	287	287	287	287
里親委託が必要な子ども数	173	174	175	176	176	176	176	176	176	176	176	176
0歳～2歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
3歳～就学前	23	23	23	24	24	24	24	24	24	23	23	24
学童期以降	136	137	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138

※ 算出方法の詳細については、
P26～P30の「見込み数算出方法（詳細）」
(2) 里親委託が必要な子ども数 を参照

【見込み数算出方法（詳細）】

「3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」では以下の方法により、子ども数を算出しました。

（1）県内の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数・推移

① 児童人口の推移

令和元年度から令和11年度までの児童人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の都道府県別人口（宮城県・出生中位，死亡中位）により，仙台市を含む県人口，仙台市を除く県人口，仙台市人口を算出しました。

将来推計人口は，年齢別の推計が5歳ごととなっているため，各年齢区分の児童人口を以下のとおり算出しています。

0歳から2歳まで：0歳から4歳までの人口に5分の3を乗じた数。

3歳から就学前まで：0歳から4歳までの人口に5分の2を乗じた数（3歳から4歳）に5歳から9歳までの人口に5分の2を乗じた数（5歳から6歳）を加えた数。

学童期以降：5歳から9歳までの児童人口に5分の3を乗じた数（7歳から9歳）に10歳から14歳までの人口，及び15歳から19歳までの人口に5分の3を乗じて得た数（15歳から17歳）を加えた数。

また，将来推計人口は，5年ごとの数値が推計されているため，それらの間の年の数値は，推計されている年の間の伸び率を乗じて算出しています。

② 里親等委託児童数及び施設入所児童数の児童人口に占める割合の推計について

児童人口は，毎年的人口を集計している住民基本台帳人口を使用し，年齢別の推計が5歳ごとになっているため，0歳から17歳までの児童人口を算出するに当たり，0歳から4歳まで，5歳から9歳まで，10歳から14歳までの人口に，15歳から19歳までの人口に5分の3を乗じて得た数（15歳から17歳まで）を加えています。

里親等委託児童数及び施設入所児童数（以下，「代替養育を必要とする子ども数」という。）は，福祉行政報告例における施設入所児童数，里親委託児童数，ファミリーホーム委託児童数を合計しております。

仙台市を除く宮城県の平成30年度における児童人口は184,168人，同年の年度末における代替養育を必要とする子ども数は281人で，代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は，およそ0.1526%です。

平成20年度における，児童人口は217,312人，同年の年度末における代替養育を必要とする子ども数は256人で，代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は，およそ0.1178%です。

平成20年度から平成30年度にかけての1年の平均伸び率を計算すると，およそ0.0035%（ $(0.1526\% - 0.1178\%) \div 10$ ）ずつ増加していることとなります。

この増加率を令和元年度から延長していくと，令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は，およそ0.1908%となります。

児童人口の推計値に，平成30年度末の代替養育を必要とする子ども数に占める年齢区分ごとの割合（0歳から2歳：9%，3歳から就学前：13%，学童期以降：78%）を乗じて，計画の期間の各年度における年齢区分ごとの代替養育を必要とする子ども数を推計しました。

推計結果は、参考表1のとおりです。

参考表1 (表3-1再掲) 新計画における人口推計(仙台市除く)

年度	平成20年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	217,312	191,714	188,042	184,168	180,669	177,748	174,546	171,345	168,143	164,941	161,739	158,929	156,118	153,308	150,497
0歳～2歳				25,939	26,697	26,398	25,828	25,258	24,688	24,119	23,549	23,144	22,739	22,334	21,929
3歳～就学前				37,440	37,294	36,736	36,109	35,482	34,856	34,229	33,603	32,942	32,282	31,622	30,962
学童期以降				120,789	116,678	114,615	112,610	110,604	108,599	106,593	104,588	102,842	101,097	99,352	97,606
代替養育を必要とする子どもの割合 (※0.0034754%포인트増加)	0.117803			0.1525784	0.156056	0.1595335	0.163011	0.1664886	0.1699661	0.1734437	0.1769212	0.1803987	0.1838763	0.1873538	0.1908314
代替養育が必要な子ども数	256	336	297	281	282	284	285	285	286	286	286	287	287	287	287
0歳～2歳				26	26	26	26	26	26	26	26	27	27	27	27
3歳～就学前				37	37	37	38	38	38	38	38	38	38	38	38
学童期以降				218	219	221	221	221	222	222	222	222	222	222	222

平成20年度、平成28年度から平成30年度は実際の数値、以降は推定値
平成30年度の措置児童年齢人数比で以降の年齢比を推計(乳児9%, 幼児13%, 学童期以降78%)

また、仙台市が算出した令和元年度から令和11年度における代替養育を必要とする子ども数を合計すると、計画の最終年度である令和11年度末には、県全体で546人の代替養育を必要とする子ども数を見込んでいます(参考表2)。

参考表2 新計画における人口推計(仙台市含む) (人)

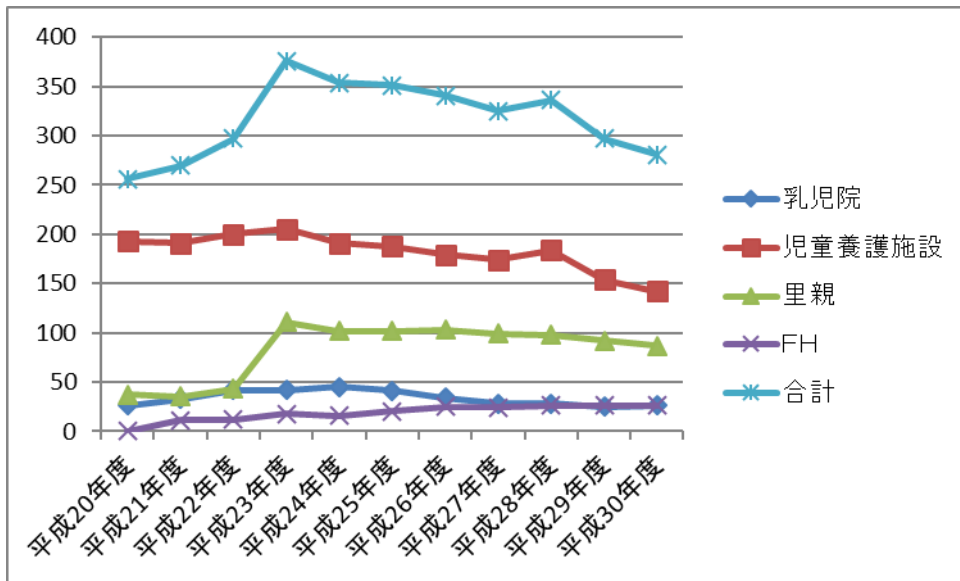
年度	平成20年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	384,897	357,290	352,422	347,356	339,132	334,225	329,028	323,830	318,633	313,436	308,239	303,312	298,385	293,458	288,532
0歳～2歳				51,983	51,598	51,031	49,961	48,891	47,821	46,751	45,682	44,986	44,291	43,595	42,900
3歳～就学前				72,925	70,776	69,867	68,717	67,566	66,416	65,266	64,116	62,945	61,774	60,602	59,431
学童期以降				222,447	216,759	213,327	210,350	207,373	204,396	201,419	198,441	195,381	192,321	189,261	186,201
代替養育が必要な子ども数	458	550	523	530	529	532	535	537	540	541	543	544	545	546	546
0歳～2歳				59	58	61	61	62	62	62	62	63	63	63	63
3歳～就学前				77	78	80	81	80	81	81	81	81	82	82	82
学童期以降				394	394	393	394	395	397	398	398	399	400	400	401

平成20年度、平成28年度から平成30年度は実際の数値、以降は推定値
新計画における人口推計(仙台市除く)に新計画における人口推計(仙台市のみ)を合算して推計

参考表3 代替養育を必要とする子ども数の推移 (人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児院	26	33	42	42	45	41	34	28	28	25	26
児童養護施設	193	191	200	205	191	188	179	174	184	154	142
里親	37	35	43	111	102	102	103	99	98	92	87
FH	0	11	12	18	16	20	25	24	26	26	26
合計	256	270	297	376	354	351	341	325	336	297	281

参考表 3-2 代替養育を必要とする子ども数の推移 (グラフ)



参考表 4 児童相談所における一時保護対応件数 (件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保護所対応件数	150	173	157	137	137
委託一時保護対応件数	59	51	36	55	61
一時保護対応件数 合計	209	224	193	192	198

(福祉行政報告例より)

参考表 5 児童相談所 虐待相談件数の推移 (件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
宮城県	802	949	812	727	894
仙台市	565	649	743	695	901
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

福祉行政報告例 (平成 30 年度は厚生労働省公表の速報値) より

参考表6 県内市町村における要保護児童対策地域協議会登録件数（仙台市除く）（件）

	平成24年6月	平成27年4月	平成30年4月
要保護児童登録数	1,287	1,374	1,357
要支援児童登録数	1,654	1,811	2,245
要保護+要支援児童登録数	2,941	3,185	3,602

（厚生労働省調査による）

〈参考〉仙台市における代替養育を必要とする子ども数

仙台市における、平成30年度の児童人口は163,188人、同年の年度末における代替養育を必要とする子ども数は249人で、代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は、およそ0.1526%です。

平成20年度における、児童人口は167,585人、同年の年度末における代替養育を必要とする子ども数は202人で、代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は、およそ0.1205%です。

平成20年度から平成30年度にかけての1年の平均伸び率を計算すると、およそ0.0032%（ $(0.1526\% - 0.1205\%) \div 10$ ）ずつ増加していることとなります。

この増加率を令和元年度から延長していくと、令和11年度の代替養育を必要とする子ども数の児童人口に占める割合は、およそ0.1878%、259人の児童が代替養育を必要とするとして推計されます。

参考表7 新計画における人口推計（仙台市のみ）

年度	平成20年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口	167,585	165,576	164,380	163,188	158,463	156,477	154,481	152,486	150,490	148,495	146,499	144,383	142,267	140,151	138,035
0歳～2歳				26,045	24,900	24,633	24,133	23,633	23,133	22,633	22,133	21,842	21,552	21,261	20,970
3歳～就学前				35,485	33,482	33,131	32,608	32,084	31,560	31,036	30,513	30,002	29,491	28,981	28,470
学童期以降				101,658	100,081	98,713	97,740	96,769	95,797	94,826	93,853	92,539	91,224	89,909	88,595
代替養育を必要とする子どもの割合 (年0.0032049%ずつ増加)	0.120536			0.152585	0.1557899	0.1589948	0.1621997	0.1654046	0.1686095	0.1718144	0.1750193	0.1782242	0.1814291	0.184634	0.1878389
代替養育が必要な子ども数	202	214	226	249	247	249	251	252	254	255	256	257	258	259	259
0歳～2歳				33	32	35	35	35	36	36	36	36	36	36	36
3歳～就学前				40	40	42	43	43	43	43	44	44	44	44	44
学童期以降				176	175	172	173	174	175	176	176	177	178	179	179

平成20年度、平成28年度から平成30年度は実際の数値、以降は推定値
平成30年度の措置児童年齢数比で以降の年齢比を推計（乳児13%、幼児16%、学童期以降71%）

（2）里親委託が必要な子ども数

① 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合

平成30年度末時点で、代替養育を必要とする児童数は281人でうち乳児院に措置される児童は26人、児童養護施設に措置される児童は142人、里親に委託される児童は87人、ファミリーホームに委託される児童は26人となっています（参考表8）。

参考表8 代替養育を必要とする子ども数（仙台市除く） (人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児院	34	28	28	25	26
(うち震災関連)	0	0	0	0	0
児童養護施設	179	174	184	154	142
(うち震災関連)	3	0	0	0	0
施設計	213	202	212	179	168
(うち震災関連)	3	0	0	0	0
里親	103	99	98	92	87
(うち震災関連)	38	35	31	25	22
ファミリーホーム	25	24	26	26	26
(うち震災関連)	1	1	1	1	1
里親等計	128	123	124	118	113
(うち震災関連)	39	36	32	26	23
合計	341	325	336	297	281
(うち震災関連)	42	36	32	26	23

(福祉行政報告例（震災関連は県調査）より)

また、平成30年度末時点で代替養育を必要とする子どもの年齢及び代替養育先による内訳は参考表9のとおりです。現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合（里親委託率[※]）は40.2%となっております。

参考表9 代替養育を必要とする子どもの年齢及び養育先（平成30年度末）

	乳児院	児童養護施設	里親	ファミリーホーム	合計	年齢別代替養育に占める割合	年齢別里親委託率
0歳から2歳	20	0	5	1	26	9.2%	23.1%
3歳から就学前	6	17	10	4	37	13.2%	37.8%
学童期以降	0	125	72	21	218	77.6%	42.7%
合計	26	142	87	26	281		
代替養育に占める割合	9.3%	50.5%	31.0%	9.2%			
	59.8%		40.2% (里親委託率)				

※ 里親委託率(%)： 代替養育を必要とする子どものうち、里親及びファミリーホームに委託される子どもの割合。

里親・ファミリーホーム委託児童数

乳児院入所児童数+児童養護施設入所児童数+里親・ファミリーホーム委託児童数

② 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合

【入所期間の観点から】

平成30年度末時点で、施設入所している子どものうち、入所期間の観点（長期間の入所）から里親等委託が必要な子ども数は、施設入所児童168人中128人となります（参考表10）。

長期間の入所とする基準は以下のとおりです。

〈乳児院〉

- イ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ロ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ハ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

〈学童期以降〉

- ニ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

参考表10 施設入所する子どものうち里親委託が必要な子ども数
(入所施設の観点から 平成30年度末)

	施設入所する子ども数 168人 (年齢別人数：人)	0歳～	3歳～	学童期	合計
		2歳	就学前	以降	
		20	23	125	168
イ	乳児院に半年以上入所している乳幼児数	14	6		20
ロ	児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数	0	7		7
ハ	児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数	0	6		6
ニ	児童養護施設に3年以上措置されている学童期以上の子ども数			95	95
	現に施設入所する子どものうち、里親等委託が必要な子ども数	14	19	95	128
	現に施設入所する子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合	70%	82.6%	76%	76.2%

平成30年度末時点で施設に入所している子どものうち、入所期間の観点から里親等委託が必要な子ども数128人に、現に里親等委託をされている子ども数113人を加えると、241人の子どもが現に里親委託されている又は、里親委託が必要となります（参考表11（表3-2再掲））。

また、平成30年度末時点での里親委託が必要な子ども数が代替養育を必要とする子ども数に占める割合を（1）②で算出した代替養育が必要な子どもの数の見込みに乗じ、令和11年度末には245人の子どもに里親委託が必要と見込みます（参考表12（表3-3再掲））。

参考表 1 1 (表 3 - 2 再掲) 入所期間の観点から里親等委託が必要な子ども数

	代替養育を必要とする子ども数	現に里親委託される子ども +里親委託が必要な子ども数	代替養育を必要とする子ども数に 占める割合
0歳から2歳	26	20	76.9%
3歳から就学前	37	33	89.2%
学童期以降	218	188	86.2%
合計	281	241	85.8%

参考表 1 2 (表 3 - 3 再掲) 各年度における里親委託が必要な子ども数 (仙台市除く)
現に施設入所する子どもの入所期間の観点から

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
代替養育が必要な子ども数	281	282	284	285	285	286	286	286	287	287	287	287
里親委託が必要な子ども数	241	242	244	245	245	245	245	245	245	245	245	245
0歳~2歳	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
3歳~就学前	33	33	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34
学童期以降	188	189	191	191	191	191	191	191	191	191	191	191

【ケアニーズの観点から】

平成30年度末時点で、施設入所している子どものうち、児童のケアニーズの観点から里親等委託が必要な子ども数は、施設入所児童168人中60人となります(参考表13)。

ケアニーズの観点から施設養育が適当と判断される例としては以下のとおりです。

- イ 家族再統合に向けて調整中または検討中
- ロ 医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親等での養育が困難
- ハ 年長で「家族」に対する拒否感が強い、または施設からの自立を希望

参考表 1 3 施設入所する子どものうち里親委託が必要な子ども数
(ケアニーズの観点から 平成30年度末)

		0歳~ 2歳	3歳~ 就学前	学童期 以降	合計
里親委託 が困難	家族再統合に向けて調整中または検討中	11	12	48	108
	本児の特性(医療的ケア, 問題行動など)	1	2	14	
	本児の特性(年長で家族への拒否, 現環境からの自立を目指す方針など)	0	0	20	
里親委託が適当な子ども数		8	9	43	60
現に施設入所する子どものうち、里親等委託が必要な 子ども数の割合		40%	39%	34%	

平成30年度末時点で施設に入所している子どものうち、ケアニーズの観点から里親等委託が必要な子ども数60人に、現に里親等委託をされている子ども数113人を加えると、173人の子どもが現に里親委託されているまたは、里親委託が必要となります(参考表14(表3-4再掲))。

また、平成30年度末時点での里親委託が必要な児童数が代替養育を必要とする子ども数に占める割合を（1）②で算出した代替養育が必要な子ども数の見込みに乗じると、令和11年度末には176人の子どもに里親委託が必要となります（参考表15（表3-5再掲））。

参考表14（表3-4再掲） ケアニーズの観点から里親委託が必要な子ども数

	代替養育を必要とする子ども数	現に里親委託される子ども +里親委託が必要な子ども数	代替養育を必要とする子ども数に 占める割合
0歳から2歳	26	14	53.8%
3歳から就学前	37	23	62.2%
学童期以降	218	136	62.4%
合計	281	173	61.6%

参考表15（表3-5再掲） 各年度における里親委託が必要な子ども数（仙台市除く）
現に施設入所する子どものケアニーズの観点から

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
代替養育が必要な子ども数	281	282	284	285	285	286	286	286	287	287	287	287
里親委託が必要な子ども数	173	174	175	176	176	176	176	176	176	176	176	176
0歳～2歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
3歳～就学前	23	23	23	24	24	24	24	24	23	23	24	24
学童期以降	136	137	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138

4 里親等への委託の推進に向けた取組

【主な取組】

- 令和11年度末の里親等委託率の目標値を61.3%に設定します。
- 児童相談所、みやぎ里親支援センターけやき、各施設の機能の強化・充実とともに、各機関の連携を強化し、里親委託の推進を図ります。
- 里親支援強化・里親の専門性向上に取り組み、委託後の安定した養育環境の提供に努めます。

平成28年改正法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）についても具体的に位置付けられました。

「新たな社会的養育ビジョン」においては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められています。

これらにより、各都道府県においては、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することとされております。

県ではこれまでも、乳児院、児童養護施設、里親会、児童相談所などの関係機関が互いに連携し、積極的に家庭養育を推進し、里親への支援体制の充実を図ってきました。平成28年度にはみやぎ里親支援センターけやきを開設し、より効果的な里親支援に取り組んでおりますが、社会的養護が必要となる子どもの家庭養育を推進するため、更なる取組を行います。

(1) 県登録里親数の推移・状況

県登録里親数、委託を受ける里親数、里親委託児童数は表4-1のとおりです。

表4-1 宮城県における（仙台市除く）里親登録数、委託を受ける里親数、里親委託される子ども数の推移

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)
認定里親数	153	30	123	162	26	136	157	22	135	176	20	156
養育里親	97	12	85	101	9	92	122	8	114	138	8	130
うち専門里親	5	0	5	6	0	6	7	0	7	8	0	8
養子縁組里親	25	0	25	24	0	24	10	0	10	14	0	14
親族里親	31	18	13	31	17	14	25	14	11	24	12	12
委託を受ける里親数	76	27	49	73	24	49	69	21	48	62	19	43
養育里親	41	9	32	40	7	33	40	7	33	38	7	31
うち専門里親	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0	4
養子縁組里親	4	0	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0
親族里親	31	18	13	31	17	14	25	14	11	24	12	12
里親委託児童	99	35	64	98	31	67	92	25	67	87	22	65
養育里親	50	11	39	53	9	44	56	8	48	53	8	45
うち専門里親	0	0	0	0	0	0	3	0	3	6	0	6
養子縁組里親	4	0	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0
親族里親	45	24	21	43	22	21	31	17	14	28	14	14

※ 平成28年度より、養子縁組里親に対して、養子縁組里親研修の修了が義務化された。登録を継続しない者は登録削除となったため、平成29年度において養子縁組里親数が減少している。

(2) 新規登録者数の推移

直近5年間の認定及び登録里親数は表4-2（再掲）のとおりです。

5年間で113世帯、平均で年22.6世帯の新規登録があります。

全里親種別とも増加傾向にありますが、特に養育里親における新規登録世帯の増加が顕著となっております。

表4-2 新規里親登録数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定及び登録里親数	23	20	18	22	30
養育里親	12	14	15	18	21
専門里親	0	1	1	2	1
養子縁組里親	5	4	0	1	5
親族里親	6	1	2	1	3

(3) 県内の児童相談所が行った里親委託数の推移・状況

直近5年間の児童相談所が行った新規里親委託又は措置変更により委託された子ども数の推移は表4-3のとおりです。

5年間で里親には82人、平均で年16.4人の委託が、ファミリーホームには33人、平均で年6.6人の子どもが新規に委託されています。

表4-3 新規又は措置変更により委託された子ども数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親計	23	13	14	17	15
養育里親	9	11	12	12	7
専門里親	0	0	0	3	3
養子縁組里親	2	1	0	1	3
親族里親	12	1	2	1	2
ファミリーホーム	6	7	7	6	7
里親等委託合計	29	20	21	23	22

(4) 里親やファミリーホームに委託する子ども数の見込み

3「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」(2)里親委託が必要な子ども数(P20~P22)において、里親等委託が必要な子ども数を「施設への入所期間の観点から」と「ケアニーズの観点から」の2つの観点から見込みました。

里親等委託の適否は、単に入所期間の観点からではなく、子どもの特性を配慮したケアニーズの観点から判断することが適切と考えられます。

ケアニーズの観点から示された里親等への委託子ども数の見込みは表3-5のとおり、令和11年度末までに176人の里親等委託が見込まれます。現在(平成30年度末)との差は表4-4のとおりで、今後令和11年度末までに子ども59人の新規委託を見込みます。

なお、里親等への委託は里親とファミリーホームの委託がありますが、平成30年度末時点では県内にファミリーホームは6か所設置されており、委託される子ども数は26人となっています。ファミリーホームは養育者の住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として、5人又は6人の子どもが委託されることとされており、その趣旨を鑑みて、令和11年度末には1か所5人の計30人(6か所×5人)が委託されると見込みます(令和11年度末に176人の里親委託等見込みのうち、里親146人、ファミリーホーム30人)。

表4-4 令和11年度までに新規里親委託が必要な子ども数 (人)

	平成30年度		令和11年度		新規里親委託が必要な子ども数
	里親	FH	里親	FH	
里親等委託が必要な子ども数	113	26	176	30	59
0歳~2歳	6	1	14	1	8
3歳~就学前	14	4	24	5	9
学童期以降	93	21	138	24	42

※ 平成30年度数値は里親に委託される子どもの実数

(5) 必要となる里親数の算出

県登録里親件数の推移・状況及び新規里親登録者の推移は(1)表4-1、(2)表4-2のとおりで、年に20~30世帯程度の新規登録がありますが、里親登録を継続しない消除世帯数を減じると、年に10~20世帯程度が増加する傾向にあります。

(4)「里親やファミリーホームに委託する子ども数の見込み」で算出したように、令和11年度末までには新たに59人の子どもが里親委託される見込みであり、それらの子どもの委託を受ける里親の確保が必要となります。

平成30年度末時点で、62世帯の里親家庭に87人の子どもが里親委託されており、里親家庭1世帯あたり、およそ1.4人の子どもが委託されていることとなります(里親種別ごとの1世帯当たりの委託児童数 養育里親:1.4人、専門里親:1.5人、親族里親:1.2人、養子縁組里親:委託なし)。

今後も里親1世帯あたり1.4人の子どもが里親委託されると仮定すると、59人の子どもが里親委託されるためには新たに43世帯の里親登録が必要となります。

里親委託をする際は、子どもの特性や子どもと里親の相性等を考慮して慎重に委託を進める必要があり、委託が必要な子ども数を上回る登録里親世帯数が求められます。

近年の登録里親世帯数に比する実際に子どもの委託を受ける里親世帯数の割合は表4-5のとおりです。

今後、里親研修の充実を図り、登録里親の里親制度に対する理解促進、養育技能の向上に取り組むこと、児童相談所が子どもの特性に応じた里親を選定する精度を高めること、などにより、未委託の登録里親への委託促進を図りますが、震災関連の里親委託が全体の割合を押し上げている現状を鑑み、今後の登録里親数に比する子どもの委託を受ける里親世帯の割合を35%程度と見込みます。

新たに43世帯の里親家庭が委託を受けるためには、現在よりも123世帯(43÷0.35)の登録里親世帯の増加が必要となり、令和11年度末には299世帯の里親登録が必要となります。

登録里親の種別ごとの推移は以下のとおりです。表4-6

① 親族里親

親族里親はその半数は震災孤児に係る里親登録及び里親委託であり、令和11年度末には震災関連で委託される子どもは全員が18歳を超え、措置延長となる子ども以外は里親制度の対象とはならなくなるため、現在と比べると登録世帯は減少する見込みです。

なお、震災関連以外の親族里親は今後も現在の水準で推移すると想定し、令和11年度末の登録世帯を15世帯とします。

② 養子縁組里親

新規登録者推移を示す表4-2のとおり、直近5年間で15世帯、年平均で3世帯の新規登録があります。

養子縁組里親は将来的には子どもとの養子縁組を希望する里親であり、養子縁組成立後は里親登録の更新を希望せず、登録消除となる場合もあるため、登録数から消除数を減じた見込みとして、年に1世帯程度の増加とし、令和11年度末には平成30年度末より10世帯増加し、24世帯と見込みます。

③ 養育里親(専門里親含む)

令和11年度末までに増加が求められる123世帯から①親族里親数と②養子縁組里親数を減じた122世帯の増加が必要となります。

そのうち、専門里親は、経験豊富な養育里親が専門里親研修を修了した上で認定登録となるもので、新規登録者を示す表4-3のとおり、年平均で1人程度の増加となっています。今後も、同様の水準で増加することを見込み、令和11年度末には平成30年度末よりも10人増加し、18人と見込みます。

表4-5 登録里親世帯のうち子どもが委託される里親世帯の割合

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)
委託を受ける里親の割合	49.7%	90.0%	39.8%	45.1%	92.3%	36.0%	43.9%	95.5%	35.6%	35.2%	95.0%	27.6%
養育里親	42.3%	75.0%	37.6%	39.6%	77.8%	35.9%	32.8%	87.5%	28.9%	27.5%	87.5%	23.8%
うち専門里親	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	0.0%	28.6%	-	28.6%	50.0%	-	50.0%
養子縁組里親	16.0%	-	16.0%	8.3%	-	8.3%	20.0%	-	20.0%	0.0%	-	0.0%
親族里親	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4-6 里親登録数の推移見込み

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
認定及び登録里親数	176	187	198	210	221	232	243	254	265	277	288	299
養育里親	138	149	160	171	182	193	205	216	227	238	249	260
うち専門里親	8	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
養子縁組里親	14	15	16	17	18	19	19	20	21	22	23	24
親族里親	24	23	22	22	21	20	19	18	17	17	16	15

※ 平成30年度は実数値

令和11年度における登録里親数は上記表4-6のとおり、299世帯（平成30年度末比で123世帯の増加）を見込みますが、里親委託を促進するためには、必要な登録里親の世帯数を確保するだけでなく、委託する際の多様性を確保することが重要となるため、県内各地での広報や制度説明会を開催するなどにより、登録里親が特定の地域に偏らず、県内全域で登録されるよう地域分散化を図ります。

(6) 本県における里親委託の数値設定

(4)で述べたように、里親等委託の適否は子どもの特性を考慮したケアニーズの観点から判断することが適当と考えられ、令和11年度末までに176人の里親等委託が必要とされます。

今後、代替養育が必要となる子ども数は「3 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」のとおりで（表3-1、P20）令和11年度末には287人と見込んでいます。

このことから、令和11年度末の里親等委託率の目標数値として61.3%（表4-7）を設定します。

なお、里親等への委託は里親とファミリーホームの委託がありますが、前述のとおり、令和11年度末にはファミリーホームに1か所5人の計30人（6か所×5人）が委託されると見込むこととします（里親等委託176人のうち里親委託146人、ファミリーホーム委託30人）。

表4-7 里親委託率見込み（年度別、子どもの年齢区分別）

年度	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等		
種別	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	
代親養育が必要な子ども数	168	113	87	26	163	119	93	26	160	124	98	26	155	130	104	26	149	136	109	27	144	142	116	26
0~2歳	20	6	5	1	19	7	6	1	19	7	6	1	18	8	7	1	17	9	8	1	16	10	9	1
3歳~就学前	23	14	10	4	22	15	11	4	21	16	12	4	21	17	13	4	20	18	14	4	19	19	15	4
学童期以降	125	93	72	21	122	97	76	21	120	101	80	21	116	105	84	21	112	109	87	22	109	113	92	21
里親等委託率	40.2%				42.2%				43.7%				45.6%				47.7%				49.7%			

年度	令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度				令和11年度における年齢別里親委託率
	施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			施設	里親等			
種別	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH	里親	施設	里親	FH		
代親養育が必要な子ども数	139	147	119	28	133	153	124	29	128	159	130	29	122	165	136	29	117	170	141	29	111	176	146	30	
0~2歳	16	10	9	1	15	11	10	1	15	12	11	1	14	13	12	1	14	13	12	1	13	14	13	1	
3歳~就学前	19	19	14	5	18	20	15	5	17	21	16	5	16	22	17	5	15	23	18	5	14	24	19	5	
学童期以降	104	118	96	22	100	122	100	22	96	126	103	23	92	130	107	23	88	134	110	24	84	138	114	24	
里親等委託率	51.4%				53.5%				55.4%				57.5%				59.2%				61.3%				

※ 平成30年度の数値は実績

(7) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

【現状】

- 平成28年度からみやぎ里親支援センターけやきを設置し、「里親制度促進業務」、「里親支援業務」、「里親委託推進業務」、「震災遺児孤児養育里親世帯支援業務」を行っており、令和元年度からは上述の4業務に加えて「里親マッチング業務」を実施しています。

各業務の内容は以下のとおりです。

「里親制度促進業務」： 県内市町村での里親制度説明会及び家庭養護推進フォーラムの開催

養育里親研修等法定研修の講義実施（講座の一部）

「里親支援業務」： フォスタリングチェンジプログラム研修等各種研修会
相談窓口の開設

臨床心理士による専門職相談会

里親相互交流会

「里親委託推進業務」： 関係機関連絡会議

未委託里親に対する家庭訪問，研修，交流会

「震災遺児孤児養育里親世帯支援業務」

： 対象世帯による相互交流会

「里親マッチング業務」： 委託前の里親候補，里子候補との面会交流の調整，評価及び委託後のアフターフォロー

- ・ みやぎ里親支援センターけやきは，その業務の実施に際して，子ども・家庭支援課及び各児童相談所と協議や情報交換を行っており，それぞれの機関が連携し，効果的な事業実施を図っています。
- ・ 令和元年度からは，北部児童相談所にみやぎ里親等支援センターけやき職員が駐在し，児童相談所職員と共同して業務にあたる体制を取っており，連携の強化に努めています。
- ・ 養育里親研修等の登録前法定研修の企画・実施は子ども・家庭支援課が児童相談所及びみやぎ里親支援センターけやきの協力を得て実施しています。(更新研修は仙台市と合同で実施)。
- ・ 里親候補の選定及び委託決定等は児童相談所が行っていますが，その他の一連のフォスタリング業務については，みやぎ里親支援センターけやきと児童相談所が共同して実施しています。
また，みやぎ里親支援センターけやきでは，フォスタリングチェンジ研修をはじめとした各種研修会及び相談会の実施，里親同士の相互交流会を開催しています。
- ・ 児童家庭支援センター（気仙沼市）においても，里親制度普及促進，里親家庭への家庭訪問，電話相談，レスパイトケアの調整を行っています。また，必要に応じて，みやぎ里親支援センターけやきと共同事業を実施することにより，効果的な事業実施を図ることに加え，みやぎ里親支援センターけやきの気仙沼地域における拠点としての機能も果たしています。
- ・ 県内の児童養護施設（4施設），乳児院（2施設），児童家庭支援センター（1施設）は里親支援専門相談員等の里親担当職員を配置しており，子どもを措置する児童相談所との情報共有を図り，里親委託の推進及び里親委託後の支援を行っています。

【課題】

- ・ みやぎ里親支援センターけやき及び児童相談所がお互いの強みを活かし，里親委託の更なる推進を図るためには，それぞれの業務がより効果的となるよう更なる連携強化が求められます。
- ・ 各施設の里親担当職員と児童相談所との情報共有は図られていますが，各施設同士又は各施設同士に児童相談所を加えた情報共有を図る機会は限られています。
- ・ みやぎ里親支援センターけやきの活動内容について，里親及び関係機関への周知が十分とは言えず，必要な支援が行き届いていないおそれがあります。
- ・ 委託される子どもの課題の複雑化・多様化に応じ，里親の元で継続して養育されるために，さらなる里親支援体制の強化が求められます。

【対応】

- ・ みやぎ里親支援センターけやきと児童相談所の連携を強化し，協働して里親制度普及活動，里親委託及び里親支援を行うことで，より効果的な家庭養育の推進を図ります。
- ・ 各施設の里親担当職員や児童相談所職員が定期的に情報共有及び研修の機会を設け，連携を深めるとともに，職員の専門性向上に努めます。
- ・ 平成30年度から開始した里親マッチング事業の利用促進を図り，適切な委託家庭の選定と委託後のフォローを行うことにより，里親不調（※里親と委託される子どもの関係が悪化し，養育継続が困難となること）を防ぎ，安定した養育環境の維持を図ります。
- ・ 里親が困ったときに必要な支援が受けられるよう，市町村や里親会をとおして児童相談

所及び里親支援センターけやきの体制・専門性，活動内容を広く県内に周知徹底します。

- ・ 多様な課題を抱える子どもを養育するために里親に求められる知識や技能を身につけられる研修の充実を含め，里親支援センター事業の充実に努めます。
- ・ 里親会やみやぎ里親支援センターけやきをとおして，レスパイト事業や家庭生活体験事業に応じられる里親家庭を把握し，未委託里親も含めて実施促進を図ります。事業実施後に里親がみやぎ里親支援センターけやきや児童相談所の職員とともに養育の振り返りを行い，里親の養育能力の向上や養育不安の低減を図ることで，里親委託を推進します。

(8) 里親研修の充実による里親の養育能力の向上

里親委託後も継続して安定した養育環境を提供するために，里親の要保護児童及び里親制度への理解を深め，養育能力の向上を図ることが求められます。

【現状】

- ・ 県が実施主体となり，児童福祉法により研修が義務づけられている養育里親研修（認定登録及び更新），養子縁組里親研修（認定登録及び更新），専門里親研修（認定登録及び更新を社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託）を実施しています。
- ・ みやぎ里親支援センターけやきでは，フォスタリングチェンジ研修，ライフストーリーワーク研修など，子どもの養育に関する実践的研修を行っています。

【課題】

- ・ 法定研修の他，各種研修会及び里親交流会を開催していますが，里親が身につけるべき能力及び里親のニーズに関する調査は十分とは言えません。
また，それぞれの研修が独立して構成・実施されているため，里親経験や養育能力を考慮した一貫した研修体制が構築されていません。
- ・ 里親に対する，子どもの権利擁護に関する研修実施体制及び資料等は十分整備されていません。

【対応】

- ・ 里親に対する法定研修に加えて，受託児童の年齢や特長に応じた研修，養育年数に応じた研修，委託・未委託別研修等，専門性の向上に資する独自の先進的な里親研修体系の充実を図ります。
また，里親に対しては，里親会やみやぎ里親支援センターけやきをとおして，各種研修の開催を周知するとともに，年に複数回の里親を対象とした研修の受講を推奨するなど，より多くの里親が研修を受講するよう働きかけます。
- ・ 養育里親及び養子縁組の認定登録研修の際に，「1当事者である子どもの権利擁護の取組」で作成を予定している「みんなの権利ノート（里親版）」を用い，里親の子どもの権利に対する意識の涵養を図ります。

【指標】

- ・ 里親委託率 表4-7
- ・ 新規里親登録数，登録里親数，委託里親数，委託子ども数（里親種別ごと）
表4-6及び表4-7
- ・ フォスタリング機関実績（新規開拓数，研修，支援，実親対応）
- ・ 関係機関同士の情報共有及び研修の開催実績

5 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【主な取組】

- 特別養子縁組制度について、里親制度と併せて広く周知されるよう普及促進に努めます。

平成28年改正法により、子どもが家庭において養育されることが困難又は適当でない場合には、家庭養育優先原則により、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされましたが、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供すること（パーマネンシー保障）が重要であることから、特別養子縁組は有力・有効な選択肢とされます。

また、平成28年改正法では、同時に、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられました。

最高裁判所「司法統計」によれば、「特別養子縁組の成立」として申し立てられ受理された事件の容認件数は平成27年及び平成28年でそれぞれ542件、495件となっています。また、厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査によると、平成26年度及び平成27年度において児童相談所が特別養子縁組をあっせんして成立した件数は、それぞれ304件、306件であり、単年度での一児童相談所当たりの件数は約1.5件とされています。

新しい社会的養育ビジョンにおいては、おおむね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000件以上の特別養子縁組を目指し、その後も増加を図っていく方針が示されています。

また、令和元年に成立した民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第34号。以下「令和元年改正民法」という。）では、養子候補者の上限年齢が原則として「特別養子縁組の成立の審判の申立の時に6歳未満であること」から「特別養子縁組の成立の審判の申立の時に15歳未満であること」に引き上げられるとともに、養親候補者の負担軽減の観点から特別養子縁組の手続の見直しが行われるなど、特別養子縁組の推進が求められています（令和2年4月1日施行）。

県としても、子どもにとって安定した養育環境が提供されることは、心身の健全な発達に必要な事項として捉えており、令和元年改正民法施行後の動向を注視しながら特別養子縁組推進のための支援体制構築を検討します。

【現状】

(1) 特別養子縁組の成立件数

- ・ 家庭裁判所における特別養子縁組の容認件数の推移は表5-1のとおりです。
仙台家庭裁判所における成立件数は5か年における年平均で6.4件となっています。

表5-1 家庭裁判所における特別養子縁組の容認件数の推移 (件)

家裁所在地	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均
青森	3	3	4	6	4	4
盛岡	3	3	1	4	11	4.4
仙台	5	8	4	4	11	6.4
秋田	2	2	4	1	2	2.2
山形	6	3	6	4	5	4.8
福島	6	11	19	6	6	9.6
全国	339	474	513	542	495	472.6

最高裁判所「司法統計」より（家裁所在地は東北地方分のみ）

- ・ 全国の児童相談所及び民間あっせん団体が関わった特別養子縁組の成立件数は表5-2のとおりです。

表5-2 全国の児童相談所及び民間あっせん団体が関わった特別養子縁組成立件数

	平成26年度	平成27年度
児童相談所	304件	306件
民間あっせん団体	154件	156件
計	458件	462件

(厚生労働省 第8回新たな社会的養育の在り方に関する検討会資料より)

- ・ 県内の児童相談所が関わった特別養子縁組の成立状況は表5-3のとおりで、直近3年間では、年平均3件となっております。

表5-3 特別養子縁組成立件数（児童相談所取扱い件数分のみ）

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	直近3年の平均
成立件数	1	4	2	4	3	3

(福祉行政報告例より 措置解除理由が特別養子縁組成立の件数を計上)

※ 平成26年度及び平成27年度成立件数には普通養子縁組を含む

(2) 県内児童相談所における特別養子縁組担当職員の配置状況 表5-4

- ・ 県内児童相談所の特別養子縁組担当職員は計7人配置されており、全員が里親業務との兼任となっております。

表5-4 県内児童相談所における特別養子縁組担当職員の配置状況（単位：人）

児童相談所名	児童相談所の体制（平成31年4月1日現在）		
	養子縁組担当職員		
	里親業務との兼任		
	常勤	非常勤	
中央児童相談所	3	2	1
北部児童相談所	1	1	
東部児童相談所（気仙沼支所含む）	3	2	1

(3) 県登録里親数の推移・状況 表4-1 (再掲)

県登録里親数、委託を受ける里親数、里親委託児童数は表4-1のとおりで、平成30年度末時点で養子縁組里親は14世帯の登録があります。

表4-1 宮城県における(仙台市除く)里親登録数、委託を受ける里親数、里親委託される子ども数の推移

年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)	県	(震災関連)	(震災除く)
認定里親数	153	30	123	162	26	136	157	22	135	176	20	156
養育里親	97	12	85	101	9	92	122	8	114	138	8	130
うち専門里親	5	0	5	6	0	6	7	0	7	8	0	8
養子縁組里親	25	0	25	24	0	24	10	0	10	14	0	14
親族里親	31	18	13	31	17	14	25	14	11	24	12	12
委託を受ける里親数	76	27	49	73	24	49	69	21	48	62	19	43
養育里親	41	9	32	40	7	33	40	7	33	38	7	31
うち専門里親	0	0	0	0	0	0	2	0	2	4	0	4
養子縁組里親	4	0	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0
親族里親	31	18	13	31	17	14	25	14	11	24	12	12
里親委託児童	99	35	64	98	31	67	92	25	67	87	22	65
養育里親	50	11	39	53	9	44	56	8	48	53	8	45
うち専門里親	0	0	0	0	0	0	3	0	3	6	0	6
養子縁組里親	4	0	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0
親族里親	45	24	21	43	22	21	31	17	14	28	14	14

※ 平成28年度より、養子縁組里親に対して、養子縁組里親研修の修了が義務化された。登録を継続しない者は登録削除となったため、平成29年度において養子縁組里親数が減少している。

(4) 新規登録者数の推移 表4-2 (再掲)

直近5年間の認定及び登録里親数は表4-2のとおりです。

養子縁組里親は5年間で15世帯、平均で年3世帯の新規登録があります。

(※ 養育里親と養子縁組里親の重複登録世帯は養育里親として計上)

表4-2 新規里親登録数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定及び登録里親数	23	20	18	22	30
養育里親	12	14	15	18	21
専門里親	0	1	1	2	1
養子縁組里親	5	4	0	1	5
親族里親	6	1	2	1	3

(5) 県内の児童相談所が行った里親委託数の推移・状況 表4-3 (再掲)

直近5年間の児童相談所が行った新規里親委託又は措置変更により委託された子ども数の推移は表4-3のとおりです。

5年間で養子縁組里親には7人、平均で年1.4人の子どもが新規または措置変更により委託されています。

表4-3 新規又は措置変更により委託された子ども数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
里親計	23	13	14	17	15
養育里親	9	11	12	12	7
専門里親	0	0	0	3	3
養子縁組里親	2	1	0	1	3
親族里親	12	1	2	1	2
ファミリーホーム	6	7	7	6	7
里親等委託合計	29	20	21	23	22

(6) 民間あっせん機関の状況

平成30年度末時点では県が所管する民間あっせん機関はありません。

【課題】

- ・ 特別養子縁組について十分認識されているとは言えず、里親制度や普通養子縁組など類似する制度との違いを含めて、制度の理解や普及を促進する必要があります。
- ・ 特別養子縁組は、子どもの権利を最優先し、永続的に安定した養育環境を提供する制度ですが、親権者との調整が容易ではなく、同意が得られない場合は、申立て及び成立は困難となります。
- ・ 特別養子縁組成立後に里親登録を辞退したり、更新を希望せず登録が消除される里親については、児童相談所や市町村の関与がなくなり、養育上の問題等が発生したときに対応が困難な場合があります。

【対応】

- ・ 特別養子縁組制度について、里親制度と併せて広く県民に周知されるよう、広報を行います。
- ・ 児童相談所において、子どもにとって特別養子縁組が最適と判断される場合は、親権者に対して特別養子縁組制度及び安定した養育環境が心身の健全な発達に必要であることを丁寧に説明し、理解が得られるよう取り組みます。親権者から特別養子縁組への理解が得られない場合であっても、子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先原則に沿った関わりを行います。
- ・ 養子縁組希望者に対しては、社会的養育の現状や対象となる子どもの特徴を十分に説明し、子どもの権利が最優先される制度であることへの理解を促します。

また、事前に特別養子縁組成立後の子どもの養育に関する相談先として、児童相談所やみやぎ里親支援センターけやきの体制・専門性、活動内容等について情報提供するとともに、

子どもを社会全体で養育する必要性について説明するなどして、養育上の課題が発生した際に速やかに相談先につながるができるよう働きかけます。

- ・ 現在、県内では民間あっせん機関はありませんが、希望団体等に対しては申請手続について説明・助言を行うとともに、事業開始後は十分な連携を図ります。

【指標】

- ・ 県内の児童相談所が関わる特別養子縁組成立件数
- ・ 養子縁組里親の新規登録数
- ・ 児童相談所による養子縁組里親への新規委託児童数
- ・ 児童相談所及びみやぎ里親支援センターけやきにおける養子縁組里親及び児童からの相談件数

参考

養子制度とは

- ・ 実親子ではない者の間に、法的な親子関係を創設するもの。
- ・ 法的な親子の間では、例えば、相互に相続権を有し、扶養義務を負う。

普通養子制度(年間8万件:成年養子を含む。)

実親

親子関係

存続

親子関係

養親

- ・ 合意・戸籍窓口への届出で成立。
(未成年者を養子とするには家庭裁判所の許可が必要)
- ・ 養子候補者に年齢制限はない。
- ・ 合意による離縁可。

今日では様々な目的で利用

- ・ 配偶者の子との縁組(連れ子養子)
- ・ 財産や家名の承継のための縁組(例えば孫養子)
- ・ 被虐待児や親のいない子の養育のための縁組

未成年者が養子となる普通養子縁組の大部分が連れ子養子であるとの指摘もある。

特別養子制度(昭和62年の民法改正によって創設)とは

- ・ 家庭に恵まれない子に温かい家庭を提供して、その健全な養育を図ることを目的として創設された、専ら子どもの利益を図るための制度。
- ・ 実親子関係を終了させること、離縁の要件を厳格にすることによって、養親子関係を強固なものとして、養子が安定した家庭で養育されるようにする。

特別養子縁組成立件数の推移

年度	成立件数
H23	425
H25	596
H27	542
H26	616

特別養子制度(年間約500件)

実親

親子関係

終了

親子関係

養親

- ・ 家庭裁判所の審判で成立。
- ・ 養子候補者に上限年齢がある。(現行法:原則6歳未満)
- ・ 実親による養育が困難であること、実親の同意があること(ただし、虐待事案等では不要)、養親の下での養育が相当であること 等が要件。
- ・ 離縁は、養親の虐待がある等の要件の下で、例外的に家庭裁判所の審判による。

制度創設の背景

- ・ 古くから、他人の子を戸籍上自分の子として届け出る「わらの上からの養子」の慣習。
- ・ 産婦人科医師が、予定外の妊娠をした女性のために、虚偽の出生証明書・出生届の提出を多数あっせんした事件の発生。

➔

利用のされ方

- ・ 予定外の妊娠等のために実親に養育の意欲が欠ける場合
- ・ 実親が行方不明の場合
- ・ 実親による虐待のために家庭に戻すことができない場合

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

1. 現行制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



【児童福祉法の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならぬ。
- ② 実親による同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況を主張・立証しなければならぬ。

2. 法律の内容

二段階手続の導入

- (1) 二段階手続の導入(新家事事件手続法第164条・第164条の2関係)
特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。
(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
(イ) 養親とのマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)
⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後、試験養育をすることができる(上記①及び②)。
- (2) 同意の撤回制度(新家事事件手続法第164条の2第5項関係)
⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。
⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。
- (3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

(イメージ図)



第3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

検討の経過

- H30. 6 法務大臣から法制審議会へ諮問
H30. 6～ 法制審議会での調査審議開始
H31. 1.29 要綱案の取りまとめ
H31. 2.14 要綱の取りまとめ・答申
H31. 3.15 閣議決定・国会提出
R. 1. 6. 7 改正法成立

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あつせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件 (H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

1. 現行制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。
例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 6歳未満まで可。

- 現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由
① 養子候補者が年少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすいため。
② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉法の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 法律の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

- (1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

- 例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
②やもを得ない事由により15歳までに申立てて可。 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができると考慮して15歳を基準としたもの。

- (2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

- (3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【主な取組】

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について、早期に整備が図れるよう支援します。
- 施設職員の人材確保及び専門性強化について、施設と共同して取り組みます。

平成28年改正法及び新しい社会的養育ビジョンにより国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適切でない場合には、特別養子縁組、普通養子縁組、里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。

そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、つまり小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう必要な措置を講じることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されております。

これらの方向性を踏まえた上で、代替養育が必要な子どものうち、施設で養育が必要な子ども数の見込みを示し、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組を検討します。

なお、計画を策定する際には、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることを防ぐよう、十分な受け皿を確保することに留意する必要があります。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

3「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」(1)「県内の代替養育を必要とする子ども数の算出」(P19～P20)で算出した、各年度における「代替養育を必要とする子ども数の見込み」は表3-1のとおりで、令和11年度末には287人の子どもが代替養育を必要とするものと見込んでいます。

また、4「里親等への委託の推進に向けた取組」(4)「里親やファミリーホームに委託する子ども数の見込み」(P33)及び(6)「本県における里親委託の数値設定」(P35～P36)では里親委託の適否は単に入所期間の観点からではなく、子どもの特性を配慮したケアニーズの観点から判断することが適切と考え、子ども数の見込み及び数値設定をしています。施設での養育が必要な子ども数も同様にケアニーズの観点から判断することが適切と考え、以下のとおり見込みます。

【ケアニーズの観点から】

3「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」(2)里親委託が必要な子ども数②「現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合」(P21)で算出した、子どものケアニーズの観点から見た「里親委託等が必要な子ども数」は表3-5のとおりで、令和11年度末には176人の子どもの里親委託等が必要と見込んでいます。

「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から「里親委託が必要な子ども数」を減じ、施設での養育が必要な子ども数を算出すると、令和11年度には111人の子どもが施設での養育が必要となります(表6-1)。

表6-1 各年度における施設での養育が必要な子ども数（仙台市除く）
現に施設入所する子どものケアニーズの観点から

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設での養育が必要な子ども数	108	108	109	109	110	110	110	110	111	111	111	111
0歳～2歳	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13	13
3歳～就学前	14	14	14	15	14	14	14	14	14	14	14	14
学童期以降	82	82	83	83	84	84	83	84	84	84	84	84

しかしながら、この人数は、子どものケアニーズの観点から里親委託が必要として見込んだ人数であり、実際に里親委託が可能な子ども数とは異なります。

平成30年度末の時点でケアニーズの観点から里親委託が適当とされた子ども173人のなかには、親権者からの同意を得ることができない等のため、里親委託が困難な状態である子どもが21人含まれています。

親権者から里親委託への同意が得られない場合は、委託は容易ではなく、親権者との話し合いに時間を要することとなりますが、その間、施設等で子どもの生活の場を確保する必要があります。

各年度においても、親権者の同意が得られないことから里親委託が困難な子どもが一定数いると推測されることから、平成30年末時点の親権者の同意が得られないことから里親委託が困難な子ども21人が、ケアニーズの観点から里親委託が必要とされた子ども173人に占める割合（およそ12%）を各年度におけるケアニーズの観点から里親委託が必要な子ども数に乘じ、その人数（表6-2）を表6-1で算出した人数に加えて、施設での養育が必要な子ども数を算出しました。

令和11年度末には132人の子どもが施設で生活する場を確保する必要があるとも見込みます（表6-3）。

表6-2 里親委託の同意を得ることが困難な子ども数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
里親養育が必要な子ども数	173	174	175	176	176	176	176	176	176	176	176	176
同意を得ることが困難	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
0歳～2歳	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
3歳～就学前	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
学童期以降	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

表6-3 各年度における施設での養育が必要な子ども数（仙台市除く）

現に施設入所する子どものケアニーズの観点から（里親委託が困難な子ども数含む）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設での養育が必要な子ども数	129	129	130	130	131	131	131	131	132	132	132	132
0歳～2歳	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	16	16
3歳～就学前	18	18	18	19	18	18	18	18	18	18	18	18
学童期以降	96	96	97	97	98	98	97	98	98	98	98	98

【参考：施設での養育が必要な子ども数の見込み（子どもの入所期間の観点から）】

3「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」（2）里親委託が必要な子ども数②「現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合」（P20）で算出した、子どもの入所期間の観点から見た「里親委託等が必要な子ども数」は表3-3のとおりで、令和11年度末には245人の子どもが里親等委託が必要と見込んでいます。

「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から「里親委託が必要な子ども数」を減じ、施設での養育が必要な子ども数を算出し、令和11年度には42人の子どもが施設での養育が必要と見込んでいます（表6-4）。

表6-4 各年度にかける施設での養育が必要な子ども数（仙台市除く）

現に施設入所する子どもの入所期間の観点から

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設での養育が必要な子ども数	40	40	40	40	41	41	41	41	42	42	42	42
0歳～2歳	6	6	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7
3歳～就学前	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
学童期以降	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31	31	31

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【現状】

- ・ 県内にはいずれも民間法人が運営する乳児院2施設、児童養護施設5施設が設置されています(県所管:児童養護施設1施設, 仙台市所管:乳児院2施設, 児童養護施設4施設)。
- ・ 県内には県営の児童自立支援施設1施設が設置されています。
- ・ 県内には公営・民営による母子生活支援施設5施設が設置されています(県所管3施設, 仙台市所管2施設)。
- ・ 県内乳児院及び児童養護施設の現員は表6-5のとおりです。
- ・ 全ての児童養護施設で地域小規模児童養護施設の設置(令和元年9月1日現在), 小規模グループケアを実施しています(令和元年9月1日現在, 1施設のみ小規模グループケア休止中)。
- ・ 県内の児童養護施設(4施設), 乳児院(2施設), 児童家庭支援センター(1施設)は里親支援専門相談員等の里親担当職員を配置しており, 子どもを措置する児童相談所との情報共有を図り, 里親委託の推進及び里親委託後の支援を行っています。
- ・ また, 多くの施設で里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)や県及び仙台市が実施する里親研修の施設実習を受け入れるなど, 里親支援事業を実施しています。
- ・ 児童虐待の深刻化や妊婦健診未受診での出産など, 子どもの心身の発達に影響をもたらす事案も少なからずみられており, 各施設では医療的ケアを含めた専門的なケアが求められます。
- ・ 県内乳児院及び児童養護施設は, 平成26年度に家庭的養護推進計画(施設計画)を作成し, 令和11年度末における, 本体施設の予定定員や施設の小規模化計画を定めています(表6-6)。

【施設計画について】

- ・ 本計画策定に当たり, 各乳児院, 児童養護施設に施設の小規模かつ地域分散化, 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた各施設計画についてヒアリングを実施しました(表6-7及び表6-8)。
- ・ 本計画の最終年度である令和11年度の入所児童定員は乳児院55人(本体施設55人, 地域小規模0人), 児童養護施設276人(本体施設180人, 地域小規模96人)の合計331人となる予定です。
- ・ (1)「施設で養育が必要な子ども数の見込み」②「子どものケアニーズの観点から」で, 施設での養育が必要な子どもの見込みを, ケアニーズの観点からの見込みに親権者からの同意を得ることが困難な子どもの生活の場を確保する数を加えて, 令和11年度には132人としました。

県内の各施設には宮城県と仙台市のそれぞれが措置する子どもが入所していますが, おおむね半数ずつ入所している状況であることから, 令和11年度の入所児童定員331人の半数の165人を宮城県分と考えると, 宮県の見込み人数が入所するための必要数は満たしていると考えられます。

また, 緊急時や子どもの特性に応じ, 各施設での委託一時保護が求められる場合を勘案しても, 子どもが入所する必要数は満たすと考えられます。

県内乳児院及び児童養護施設における地域小規模・地域分散化及び定員数の計画
 表6-5 県内乳児院及び児童養護施設の定員数（令和元年5月1日現在）

現行				
	R1 年度定員 (R1. 5. 1)			
	合計	本体施設	(暫定)	小規模
宮城県済生会乳児院	55	55	48	0
丘の家乳幼児ホーム	30	30	28	0
乳児院 計	85	85	76	0
仙台天使園	80	62	61	18
ラ・サール・ホーム	80	68	63	12
旭が丘学園	70	64	63	6
小百合園	50	50	46	0
丘の家子どもホーム	95	77	77	18
児童養護施設 計	375	321		54
施設合計	460	406		54

表6-6 各施設家庭的養護推進計画における定員数（平成26年度策定）

宮城県社会的養護推進計画（現計画目標）				
	H41(R11)年度			
	合計	本体施設	分園型	小規模
宮城県済生会乳児院	35	35	0	0
丘の家乳幼児ホーム	20	20	0	0
乳児院 計	55	55	0	0
仙台天使園	57	37	8	12
ラ・サール・ホーム	56	38	6	12
旭が丘学園	50	32	6	12
小百合園	50	38	0	12
丘の家子どもホーム	62	38	0	24
児童養護施設 計	275	183	20	72
施設合計	330	238	20	72



表6-7

新計画における地域小規模・計画

	新計画 R11年度		
	合計	本体施設	小規模（箇所数）
宮城県済生会乳児院	35	35	0
丘の家乳幼児ホーム	20	20	0
乳児院 計	55	55	0
仙台天使園	60	36	24（4）
ラ・サール・ホーム	54	36	18（3）
旭が丘学園	40	34	6（1）
小百合園	50	38	12（2）
丘の家子どもホーム	72	36	36（6）
児童養護施設 計	276	180	96（16）
施設合計	331	235	96（16）

表6-8

県内乳児院・児童養護施設における高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画

	高機能化・多機能化	備考
宮城県済生会乳児院	緊急対応時の観察ユニット機能を確保	改築の計画あり
丘の家乳幼児ホーム	乳幼児を専門とする児童家庭支援センターの設置	改築の計画あり
仙台天使園	学習支援施設、子ども食堂などの設置・運営を検討	
ラ・サール・ホーム	ショートステイ専用ユニットの設置	
旭が丘学園	児童家庭支援センターを継続	
丘の家子どもホーム	一時保護専用施設の設置・運営	

【課題】

- ・ 小規模かつ地域分散化，機能転換を図るためには，更なる職員の増員が求められます。
- ・ 地域分散化を推進するにあたっては，受け入れる地域の理解が必要となります。また，本体施設に入所する子どもが地域小規模児童養護施設等に移行する場合は，学校や地域等の生活環境の変化をできる限り少なくする等の配慮のもとで，物件の確保や改修工事などの負担が生じます。
- ・ 高機能化や多機能化を推進するにあたり，各施設には，新たなスキルや技術の獲得，新しい役割への対応が求められます。
- ・ 家庭養育優先原則により，各施設には医療的ケアを含めた，より専門的なケアニーズが求められる子どもへの関わりが求められており，医療機関との連携及び職員の専門性向上が必要となります。
- ・ 母子生活支援施設は，従来から母子を分離せずに入所させ，家庭養育の支援を実践してきた施設であります。入所者は定員世帯の半数ほどに留まっており，機能強化を図るとともに活用を促す必要があります。

【対応】

- ・ 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換については，施設整備に多額の費用を要するため，国の交付金を活用するなどして，各施設の財政的負担を軽減し，早期に整備が図れるよう支援します。
- ・ 乳児院及び児童養護施設の多くが仙台市の所管施設であることから，仙台市とも連携し，福祉人材を養成する教育機関や関係団体へのリクルート活動を支援するなど，人材確保対策を強化します。また，施設職員研修の充実を図り，複数の施設の合同研修を促すなどにより，人材の育成・専門性の向上に努めます。
- ・ 医療的ケアを含めた，より専門的なケアニーズが求められる子どもに対応するため，職員の専門性向上を図るとともに医療機関との連携体制の構築を検討します。
- ・ 母子生活支援施設については，平成28年改正法により家庭養育優先原則が明記された

ことも踏まえ、母子を分離せずに家庭養育を実践してきた施設としてそのニーズに応じて利用されるよう、改めて市町村等への周知を行い、利用の促進を図ります。

- ・ また、母子生活支援施設においては、DV被害による入所割合が多くなっていることから、保健福祉事務所や女性相談センターなど関係機関との連携を密にし、入所者の生活支援に努めていきます。

【指標】

- ・ 施設での養育が必要な子ども数 表6-4
現に施設入所する子どものケアニーズの観点から（里親委託が困難な子ども数含む）
- ・ 施設ごとの小規模かつ地域分散化された施設の入所子ども数 表6-7

7 一時保護改革に向けた取組

【主な取組】

- 第三者評価やアドボケイト機関の整備を行い、一時保護所に入所する子どもの権利擁護に努めます。
- 職員の人材育成及び専門性向上に努めます。
- 子どもの特性や取り巻く状況に対応するため、一時保護を行う場所について多様性確保に努めます。

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況や置かれている環境などの状況を把握するために行われます。

子どもの最善の利益を守るために一時的にその養育環境から分離するものであり、子どもにとっては、養育環境の変化などにより精神的に大きな不安を伴うこともあります。そのため、一時保護された子どもに対して、その理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが求められます。

この点、国が作成した「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)においては、一時保護の環境について、家庭的環境下での個別対応や開放的環境における対応を行える体制を整備すべきであるとした上で、必要な一時保護に対応できる定員設定を行い整備することと同時に、児童の年齢や専門的ケアの必要性に応じて里親、児童福祉施設、医療機関等への委託一時保護を活用し、適切な支援を確保することが求められています。

本県においても、当該ガイドラインの内容を踏まえ、本計画の基本理念に掲げる「子どもの権利保障」「家庭養育優先原則」に基づく一時保護の見直しや体制整備への取組について検討します。

(1) 一時保護所について

【現状】

① 一時保護所の体制について

- ・ 児童相談所一時保護所は県内に1施設設置されており、定員は30人としています(別に仙台市が1施設設置(定員20人))。
- ・ 一時保護所で行った一時保護及び外部への委託により行った一時保護(以下「委託一時保護」という)は表7-1のとおりで、直近5年間の全一時保護件数は年間190~220件程度となっています。また、一時保護所での対応が一時保護全体のおよそ7割を占めているなど、委託一時保護が進んでおらず、子どもの特性や生活状況に応じた一時保護の選択肢が十分確保されているとは言えない状態にあります。
- ・ 一時保護所で行った一時保護解除対応件数及び対応の種別は表7-2のとおりです。
一時保護解除後の対応は家庭復帰が最も多く、児童福祉施設入所、里親委託の順となっています。
一時保護所での保護日数は平成30年度において平均43.2日となっており、一時保護所の在所日数が長期化しています(表7-3)。

表7-1 (参考表4再掲) 児童相談所における一時保護対応件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保護所対応件数	150	173	157	137	137
委託一時保護対応件数	59	51	36	55	61
一時保護対応件数 合計	209	224	193	192	198

(福祉行政報告例より)

(参考)

一時保護件数に占める委託一時保護の割合		
宮城県	仙台市	全国
32.6%	68%	41%

※ 宮城県数値は平成30年度実績、仙台市及び全国数値は平成29年度実績

表7-2 児童相談所における所内一時保護所の解除対応件数及び対応の種別について

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応件数	児童福祉施設入所	23	37	27	23	20
	里親委託	8	3	8	9	0
	他の児相・機関に送致	3	4	3	4	1
	家裁送致	1	1	1	2	1
	家庭復帰	86	94	82	64	76
	その他	13	8	22	21	18
	計	134	147	143	123	116
職権一時保護(再掲)		(報告項目なし)	(報告項目なし)	3	0	2
2か月を超えた一時保護(再掲)		(報告項目なし)	(報告項目なし)	(報告項目なし)	56	33
延べ日数		6352	6741	7130	7172	5009

(福祉行政報告例より)

表7-3 一時保護所での平均在所日数

宮城県	仙台市	全国
43.2日	35.7日	29.6日

※ 宮城県数値は平成30年度実績、仙台市及び全国数値は平成29年度実績

- ② 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について
- ・ 一時保護所内に子どもが意見を投函できる意見箱を設置しているほか、子ども自身が自らの権利を知るための冊子(みんなの権利ノート)を配布しています。
 - ・ 2か月に1度、入所する子どもを対象にしてアンケート調査を行い、意見聴取をしています。

- ・ 一時保護所に対する第三者評価は実施していません。
- ・ 入所する子どもの意見表明を第三者が支援する仕組みは未整備です。
- ・ 児童福祉司等に対し、一時保護や子ども・家庭の支援を行うためのケースワークに関する研修を行っている一方、一時保護所職員が一時保護までの法制度や一時保護退所後の子ども等の実情に関する研修に参加する機会が限られています。

【課題】

① 一時保護所の体制について

- ・ 現在、一時保護所は、外出、通信、面会等に関する制限があり、開放的環境に対応した設備とはなっていません。
- ・ 開放的環境に対応した設備ではないため、入所する子どもが通学できる環境ではなく、通学再開の際に学習の遅れが生じないように、学習支援が求められます。
- ・ 居室は原則複数の子どもの集団で生活するものとして運営しており、職員も勤務シフトによって入れ替わるため、家庭的環境が整備されていません。
- ・ 男女別の対応や入所する子どもの特性や一時保護時の状況によっては複数定員の居室であっても個別の対応が必要となる場合があること等から、定員数に達していなくても受入困難となることがあります。
- ・ 児童虐待を受けた子ども、発達障害児、非行児など多様な課題を抱えた子どもが入所するなどにより、一時保護する子どもの特性上一定の制約があります。
- ・ 緊急一時保護や児童のアセスメントの実施に対応するため、常時余裕のある定員管理が必要です。

② 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について

- ・ 一時保護ガイドラインを踏まえた対応に対する職員の理解、施設の整備が必要です。
- ・ 子どもの意見表明を独立した第三者が支援する方法を整備するなど、権利を保障する体制を構築する必要があります。
- ・ 児童福祉司等や一時保護所職員のそれぞれに求められるスキルに応じた研修体系の整備が必要となります。

【対応】

① 一時保護所の体制について

- ・ 一時保護所の量的拡充の必要性の検討及び一時保護の多様性確保のために委託先の開拓や施設の対応職員確保の支援を行い、相談ごとに一時保護の目的や子ども・保護者の状況及びニーズ等を勘案した適切な環境での一時保護を行います（(2)「多様な委託一時保護先の確保」参照）。
- ・ 学習支援員を段階的に増員するなど、学習の遅れが生じないように学習環境の充実に努めます。

② 一時保護ガイドラインを踏まえた子どもの最善の利益を守るための保護について

（「1 当事者である子どもの権利擁護の取組」P 11～参照）

- ・ 一時保護所の第三者評価を実施し、環境改善等に努めます。
- ・ 一時保護所内の意見箱の設置を継続するほか、入所する子どもが直接第三者に意見表明できる訪問型アドボケート機関の体制構築を行います。
- ・ 既存の職員研修の受講勧奨を行うほか、所内研修、派遣研修を充実するなど、職員の専門性の向上に努めます。

(2) 多様な委託一時保護先の確保（里親，施設，一時保護専用施設）

【現状】

- ・ 一時保護所に対応できない乳幼児の乳児院での委託一時保護を除き，里親や施設等での委託一時保護は，あまり進んでいないこと，県内に一時保護専用施設が設置されていないことなどから，子どもや保護者のニーズに合わせた一時保護の多様性が確保できていません。
- ・ 委託一時保護先の内訳は表7-4のとおりで，児童福祉施設が最も多く，里親，警察の順となっております。
委託一時保護の解除対応件数及び対応の種別は表7-5のとおりで，委託一時保護解除後は家庭復帰が最も多く，児童福祉施設入所，里親委託の順となっております。

表7-4 児童相談所の委託一時保護の委託解除件数（委託先の内訳）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一時保護委託解除件数	警察等	2	6	3	3	7	
	児童福祉施設	児童養護施設	15	21	4	3	3
		乳児院	17	12	12	21	21
		児童自立支援施設	5	0	1	0	2
		児童心理治療施設	0	0	0	0	0
		障害児関係施設	1	1	2	0	6
		その他の施設	0	0	0	0	0
	里親	5	4	6	16	8	
	その他	7	5	4	5	9	
	計	52	49	32	48	56	
延べ日数	1366	1658	732	2024	1833		

表7-5 児童相談所の委託一時保護の解除対応件数及び対応の種別について

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対応件数	児童福祉施設入所	15	17	5	12	20
	里親委託	0	0	4	4	6
	他の児相・機関に送致	1	0	4	4	2
	家裁送致	0	0	1	1	1
	家庭復帰	17	12	15	22	20
	その他	19	20	3	5	7
	計	52	49	32	48	56
職権一時保護（再掲）	(報告項目なし)	(報告項目なし)	1	4	0	
2か月を超えた一時保護（再掲）	(報告項目なし)	(報告項目なし)	(報告項目なし)	11	3	

【課題】

- ・ 乳幼児の一時保護，一時保護が重なり，一時保護所の定員を超過した場合や遠方からの

一時保護，一時保護する子どもや家庭の状況等に柔軟に対応できるよう，一時保護の多様性を確保し，子どもにとって最適な一時保護を行うために，里親等や児童養護施設等への委託一時保護の体制を整備する必要があります。

※ 多様な一時保護の例

一時保護所： 集中的に子どもの心身のケア及び状況についてアセスメントする必要がある事案に対応

里親： 子ども自身の状態及び保護者と関係機関との関係が安定している場合に原籍校への通学が継続できるよう同一管内の里親世帯での委託一時保護

施設等や自立援助ホーム及び医療機関又は一時保護専用施設：

乳幼児の一時保護を乳児院に委託

一時保護所の定員超過や遠方からの一時保護等の一時保護所での対応が困難な場合に緊急的に児童養護施設等での委託一時保護

- ・ 里親及び施設等は常時，委託一時保護による子どもの受入体制（一時保護に必要な物品の確保等）を整えているわけではなく，緊急時には委託一時保護を受けにくい状況にあります。
- ・ 障害児や医療的ケアが必要な子どもの一時保護受入施設が少ない状況です。

【対応】

① 里親への委託一時保護

- ・ 里親会やみやぎ里親支援センターけやきをとおして，委託一時保護への対応の可否又は対応可能な子どもの年齢，性別等の情報を把握し，リスト化するなど委託一時保護が必要となった場合に備えます。
- ・ 様々な課題を抱えた子どもの一時保護に対応できるよう，里親の資質向上に努めます。
- ・ 委託一時保護中や委託一時保護の前後には児童相談所とみやぎ里親支援センターけやきが共同で情報提供や相談に応じ，里親の養育不安や負担の軽減に努めます。
- ・ 里親が緊急時に速やかに受入体制を整えることができるよう，児童相談所が必要な物品を確保しておきます。

② 施設等への委託一時保護

- ・ 施設の入所状況を把握するとともに，平時から施設との連絡調整を行い，委託一時保護に対応できる施設の確保に努めます。
- ・ 児童相談所と施設間で，委託一時保護の実施手順を共有し，必要時に円滑な一時保護が行えるよう努めます。
- ・ 委託一時保護中は，児童相談所と施設の情報共有を密にし，子どもにとって最適な一時保護環境について検討するほか，施設の不安の軽減に努めます。
- ・ 施設等が緊急時に速やかに受入体制を整えることができるよう，児童相談所が必要な物品を確保しておきます。

③ 一時保護専用施設

- ・ 県内の児童養護施設1施設に一時保護専用施設を設置し，設置施設をモデルとして複数の児童養護施設での設置を目指します。
- ・ 一時保護専用施設設置時及び継続的な職員研修等を実施し，専用施設職員の能力向上を支援します。
- ・ 乳児院及び児童養護施設の多くが仙台市の所管施設であることから，仙台市とも連携し，福祉人材を養成する教育機関や関係団体へのリクルート活動を支援するなど，人材確保対

策を強化します。

④ 障害児や医療的ケアの必要な子どもの一時保護

- ・ 障害児や医療的ケアの必要な子どもの委託一時保護先の確保に努めます。

【指標】

- ・ 一時保護所での一時保護子ども数
- ・ 委託一時保護子ども数
 - ・ 里親
 - ・ 一時保護専用施設
 - ・ その他の施設
- ・ 平均一時保護日数
- ・ 第三者評価の実施内容及び環境改善状況

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

【主な取組】

- 里親等や施設から委託解除・退所する子どもの自立を図るため、支援体制の充実を図ります。

宮城県（仙台市除く）では、児童虐待等様々な理由により、およそ350人の児童が里親等や児童養護施設、児童自立生活援助事業所、児童心理治療施設、児童自立支援施設の社会的養護の元で生活しています。

里親等への委託や施設への入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）に達したことにより委託及び入所措置を解除された者が地域社会において、自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない現状にあります。

しかしながら、委託・措置解除後の生活保護受給率の高さや正規雇用者の割合の低さ等（平成29年2月東京都福祉保健局 東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書より）、自立が困難な生活に陥りやすい状況も報告されており、自立した生活を送ることは容易ではありません。

児童福祉法上、児童養護施設や児童心理治療施設、児童自立支援施設には退所した者について相談その他の援助を行う旨、規定されていますが、現在の体制では、日々複雑化する入所児童やその保護者への対応に追われ、退所した者への十分な自立支援は困難な現状にあります。また、里親等から委託解除された者については、児童福祉法上、退所後の支援を行う者の規定はなく、里親等が個人の判断に基づいて支援を継続しています。

このように、社会的養護の下から自立を目指す者は様々な問題を抱えており、支援が求められるものの、上述のとおり、支援体制は十分とは言えない状況にあります。

そのため、本県における自立支援の現状を踏まえ、今後の取組や計画の検討を行う必要があります。

【現状】

- ・ 平成29年度から、委託・措置中から児童と信頼関係を築き、退所後のアフターケアを行うための社会的養護自立支援事業を実施しています。

なお、仙台市においても、同様の事業を実施しており、県と仙台市の委託・措置児童の別に関わらず、同様の支援を行っています。

事業実施内容は以下のとおりです。

「支援体制整備」： 支援コーディネーターを配置し、対象者や関係機関との連携を密にし、効果的な支援が行われるよう体制整備を行います。

「生活相談」： 自立に向けた不安や悩みの相談に応じるほか、地域生活を始める上で必要な知識等を学ぶ機会を設けます。

また、委託・措置解除後の生活上の相談に応じるほか、対象者同士の交流の場を設けます。

「就労相談」： 雇用先となる職場の開拓、就職面接等のアドバイス、就労後のフォローアップを行います。

- ・ また、令和元年度から、社会的養護自立支援事業のメニューとして、里親委託解除、施設措置解除となった者が18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、引き続き里親又は施設での支援が必要と見込まれる場合は、原則22歳となった年の年度末まで住居に係る費用及

び生活費を支給できる、「住居に関する支援」、「生活費の支給」を始めています。

- ・ 児童養護施設等を退所した子どもの自立を支援するため、県社会福祉協議会を通じて退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施しています。
- ・ 身元保証人確保対策事業を実施し、県が身元保証人の損害賠償保険料を負担することにより就職、住宅等貸借、大学等進学の際の身元保証人の確保支援を行っています。

【課題】

- ・ 委託解除及び施設を退所する子どもの自立を支援する事業について、対象となる子どもや里親等及び施設への周知を進め、利用を促進することが必要となります。
- ・ 委託・措置解除後の適切な時期にスムーズな支援が実施できるよう、委託・措置中から事業について十分理解してもらい、委託・措置解除前に対象児童、里親等・施設等及び事業実施者が共同で退所後の継続支援計画を作成することが求められます。
- ・ 支援により就労に結びついた場合でも、会社と社宅、作業所とグループホームなど、就労先と住居の運営が一体となっている場合には就労継続が困難となると、同時に居住継続も困難となり、生活の場を失うおそれがあるため、就労開始後も継続して支援することが求められます。

【対応】

- ・ 委託解除及び施設を退所する子どもの自立を支援する事業を継続し、対象者及び関係機関への周知を徹底するとともに、事業内容の充実、関係機関との連携強化を図ります。事業実施の際は、対象となる子どもが里親委託解除又は施設措置解除となるまでに支援者との信頼関係が構築できるよう、十分な時間をかけて関わるなど配慮し、委託解除又は措置解除後に円滑で効果的な支援がなされるよう努めます。
- ・ また、居所を失ったことで自立した生活が困難となる対象者を支援するため、居所支援を行う支援機関とも連携し、包括的な支援を行います。
- ・ 社会的養護自立支援事業と児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の連携強化により、支援対象者に対して、一貫した支援を行います。

【指標】

- ・ 代替養育経験者等のフォローアップの状況

9 児童相談所の強化等に向けた取組

【主な取組】

- 児童相談所職員の適切な人員配置に努めます。
- 職員の専門性の向上に努めます。
- 他機関との連携を強化し、より効果的な相談支援体制の構築を図ります。
- 第三者評価を実施し、児童相談所の業務の質の向上を図ります。

平成30年度、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は15万9,850件を記録しました（速報値、前年度比19.5%増）。平成2年度の統計開始以来28年連続で増加の一途をたどっており、深刻な社会的問題となっています。

本県の平成30年度の児童虐待相談件数は、894件（前年度比約23.0%増、仙台市を除く）と、ここ数年高止まりの状態であり、引き続き予断を許さない状況であると捉えられます。

平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月に千葉県において発生した児童虐待死亡事件等を受けて、国では児童虐待防止対策を決定し、令和元年改正法においては、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化に取り組むことが明記されました。

こうした状況を踏まえ、本県においても、児童相談所の体制強化、職員の専門性の向上、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応、社会的養育体制の充実に取り組むため、関係機関との適切な連携及び情報共有を図り、深刻化する児童虐待事案への対応に努めます。

（1） 職員の配置について

【現状】

- ・ 県内には3つの児童相談所（中央、北部、東部）、1つの児童相談所支所（東部児童相談所 気仙沼支所）が設置されております（仙台市を除く。仙台市には仙台市児童相談所が設置）。
- ・ 児童相談所に配置される児童福祉司及び児童心理司については、児童福祉法等により配置基準及び任用要件が規定されており、平成31年4月現在で、県内の児童相談所は職員配置基準を満たしています。
- ・ 令和元年改正法により、児童相談所は常時、弁護士による助言・指導の下で適切・円滑に措置決定等を行えるようにする（令和4年4月1日施行）とされましたが、県内各児童相談所及び支所においては、既に、それぞれ顧問弁護士契約を締結し、弁護士より助言・指導を受ける体制を構築しています。

顧問弁護士は各児童相談所に定期的に赴いて法律相談を行っているほか、必要時には随時、相談や助言を受けることができる体制となっています。また、各顧問弁護士は仙台弁護士会の子どもの権利委員会の経験豊富な弁護士からスーパーバイズを得ているなど、関係機関との連携により法的な支援体制強化が図られています。

- ・ また、令和元年改正法により、児童相談所への医師及び保健師の配置が求められましたが（令和4年4月1日施行）、県内の児童相談所では、医師については子ども総合センターとの兼務により、保健師については判定・指導部門への配置により基準を満たしております。
- ・ 平成30年度から中央児童相談所に、加えて令和元年度からは北部児童相談所及び東部児童相談所に現職警察官をそれぞれ1人配置しており、児童相談所と県警の連携強化を図っております。
- ・ 職員配置の詳細は表9-1のとおりです。

表 9-1 児童相談所における職員配置状況

	令和元年度配置状況 (4月1日現在)
児童福祉司	32
うちスーパーバイザー	7
うち里親養育支援児童福祉司	-
うち市町村支援児童福祉司	-
児童心理司	22
保健師	3
医師	2 (各児童相談所を兼務)
弁護士	各児童相談所に顧問弁護士配置

【課題】

- ・ 令和元年改正法により、児童相談所の体制強化のため、職員の増加が求められています。職員の配置については、令和4年度までに新基準を満たすことが求められています。主な配置基準は以下のとおりです。
 - ・ 児童福祉司： 「人口4万人あたり1人」から「人口3万人あたり1人」の配置とされました。加えて、里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に里親養育支援を行う児童福祉司の配置及び市町村における相談支援体制・専門性の強化を図るため、30市町村あたり1人の市町村支援担当児童福祉司の配置が求められています。
 - ・ 児童福祉司スーパーバイザー
： 児童福祉司6名（スーパーバイザー含む）につき1人の配置。
 - ・ 児童心理司： 児童福祉司（里親担当及び市町村支援担当を除く）2人につき1人の配置。平成31年4月時点では、既に配置基準を満たしていますが、今後も計画的な配置が求められます。
- ・ また、職員配置基準を満たすだけでなく「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月）」に基づく職員の能力のさらなる向上が必要となります。

【対応】

- ・ 令和元年改正法及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく職員の配置について、児童福祉司等の計画的な増員に取り組みます。
- ・ なお、職員配置については、法令等による配置基準を満たした上で、相談件数や支援ニーズに適切に対応できる人員配置を行います。

【指標】

表 9-2

- ・ 児童福祉司（スーパーバイザー含む。）及び児童心理司数
- ・ 弁護士数
- ・ 医師及び保健師数

表 9-2 児童相談所における職員配置計画

	令和元年度配置状況 (4月1日現在)	令和4年配置基準	不足数
児童福祉司	32	48	16
うちスーパーバイザー	7	8	1
うち里親養育支援児童福祉司	-	3	3
うち市町村支援児童福祉司	-	2	2
児童心理司	22	22	0
保健師	3	3	0
医師	2 (各児童相談所を兼務)	2 (各児童相談所を兼務)	0

※ 児童福祉司配置基準について

① 経過措置期間中（令和3年度まで）

- ・ 児童福祉司：人口4万人につき1人
- ・ 児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司6人につき1人

② 令和4年度から

- ・ 児童福祉司：人口3万人につき1人
- ・ 児童福祉司スーパーバイザー：児童福祉司6人につき1人
- ・ 里親養育支援児童福祉司：児童相談所ごとに1人
- ・ 市町村支援児童福祉司：30市町村につき1人

※ 児童心理司配置基準について

- ・ 児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人

(2) 職員の育成について

【現状】

- ・ 児童福祉司任用前講習，児童福祉司任用後研修，児童福祉司スーパーバイザー研修等の法定研修に加え，児童相談所新任職員研修，専門的技法に関する実務者研修を実施するなど，児童相談所の職員に求められる専門性を強化する各種研修を実施しております。
- ・ また，可能な限り，担当職員がスーパーバイザーである職員と一緒に事案に対応する，事案への対応について所内で検討する，弁護士や医師のスーパーバイズを受けるなど，実際の業務をとおして助言指導を受けることにより専門性の強化を図っています。

【課題】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく職員の能力のさらなる向上が必要となります。

【対応】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえて，職員研修の機会を増やすとともに

内容の充実等を行い、職員の専門性強化に努めます。

- ・ なお、職員研修については、平成28年改正法による児童福祉司に受講が義務づけられた研修（児童福祉司任用後研修及び児童福祉司スーパーバイザー研修）及び各児童相談所が実施する研修（新任職員研修及びスーパーバイザー研修など）の実施に際して、大学や研究機関との連携を進め、内容の充実に努めます。

（3） 関係機関との連携について

【現状】

① 関係機関全般

- ・ 平成13年度に、教育、児童福祉、医療、警察等の関係機関を構成員とする「宮城県子ども虐待対策連絡協議会」を設置し、定期的な協議及び研修等を開催するなど、児童虐待防止に関するネットワークを構築しております。
- ・ 児童虐待防止に関する啓発活動については、各機関が単独で行っていましたが、平成30年度から、より集中的かつ効果的な啓発活動を目指して、県、仙台市、警察、仙台法務局が11月の児童虐待防止推進月間に合わせて合同で仙台駅構内での啓発活動を行っています。

② 市町村

- ・ 要保護児童の早期発見及び適切な保護を図ることを目的として市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」の構成員として、児童相談所及び県保健福祉事務所が参画することにより、関係機関が連携して対応できる体制を構築しております。また、児童虐待対応アドバイザーを配置するなどし、市町村への助言や研修会への講師派遣を行っています。
- ・ 児童相談所と市町村の間で、ケース送致を実施する際に使用する共通アセスメントツール（宮城県版）を作成（平成30年4月から運用を開始）しており、児童相談所と市町村が共通の指標によりケースのリスクアセスメントを行い、適切かつ迅速なケース送致を行っています。

③ 警察

- ・ 平成28年度から、児童相談所と警察による合同研修を行っており、立入調査や臨検・捜索等の実習訓練により、緊急時に備えた知識やスキルを習得することに加えて、関係機関同士の顔の見える協力体制の強化を図っております。
- ・ 平成30年7月に、県・県警察本部・仙台市との三者により「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する連携協定」を締結し、児童虐待の早期発見・早期介入を図っております。
- ・ 平成30年度から中央児童相談所に、加えて令和元年度からは北部児童相談所及び東部児童相談所に現職警察官をそれぞれ1人配置しており、児童相談所と警察の一層の連携強化を図っております。

④ 学校

- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、児童虐待を発見しやすい教職員等を対象とした児童虐待防止・対応研修会を開催しており、児童相談所と学校とが児童虐待対応について共通の認識のもと対応できるよう連携を深めています。

⑤ 女性相談センター

- ・ 児童虐待とドメスティック・バイオレンスには強い関連があることから、母子の一時保護の際には必要に応じて情報の共有に努め、迅速かつ適切な支援に努めています。

【課題】

- ・ 家庭養育優先原則に基づき家庭支援及び里親委託の推進を図るためには、児童相談所単独

での取組では困難であり、関係機関が互いの強みを活かし、共通の認識を持って連携を図ることが必要となります。

【対応】

- ・ 児童相談所の体制強化推進の他、市町村、警察、学校、女性相談センター等の関係機関との連携の強化を図ります。
- ・ 関係機関とは各種の取組を通じて、児童虐待への対応のみならず、子どもの権利保障や家庭養育優先原則など社会的養育に関する基本理念を共有することにより、子どもの最善の利益を実現するために一体かつ効果的な支援が提供されるよう取り組みます。

(4) 児童相談所の第三者評価について

【現状】

- ・ 令和元年改正法において、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質を評価すること等により、当該業務の質の向上に努めなければならないと規定され（令和2年4月1日施行）、その実施方法については、今後国がガイドライン等により示すこととされています。また、平成28年の児童福祉法改正において、子どもの権利保障や子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益が優先されることなどが明記されており、子どもの権利擁護の取組の一環として、一時保護所の第三者評価を実施するなどし、一時保護所の環境改善に取り組んでいる自治体もあります。
- ・ 児童相談所の業務に係る評価については、現段階で、国からのガイドライン等は示されていません。

【課題】

- ・ 県内の児童相談所において、客観的な業務の質を評価する取組は行われておらず、体制の構築が求められます。

【対応】

- ・ 国や他自治体の取組状況を参考に、一時保護所を含めた児童相談所の業務について、第三者評価等を実施することにより、児童相談所の業務の質の向上等を図ります。

【指標】

- ・ 第三者評価実施状況
- ・ 第三者評価を受けた業務改善内容

IV 参考資料

1 計画策定までの流れ

時 期		内 容
H26年度	3月	・宮城県家庭的養護推進計画策定
H28年度	6月	・児童福祉法等の改正
H29年度	8月	・新たな社会的養育ビジョン (新たな社会的養育の在り方に関する検討会)
H30年度	7月	・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について (厚生労働省子ども家庭局長通知)
	3月	・宮城県社会的養育推進計画策定懇話会（第1回）
R元年度	4～5月	・施設及び関係機関に対する説明会開催
	6～9月	・施設及び関係機関に対するヒアリングを実施
	10月	・宮城県社会的養育推進計画策定懇話会（第2回）
	12月	・宮城県社会的養育推進計画策定懇話会（第3回）
	1月	・県議会環境福祉委員会報告（中間案）
	1～2月	・パブリックコメント実施（1月21日から2月20日まで）
	3月	・宮城県社会的養育推進計画策定懇話会（第4回） ・県計画策定

2 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

○ 平成31年3月13日から

	構成員名	区分
	尾形 明美	関係団体 (児童養護施設)
	加藤 道代	学識経験者
座長	草間 吉夫	学識経験者
	小林 信行	関係団体 (乳児院)
副座長	花島 伸行	学識経験者
	卜蔵 康行	関係団体 (県里親会)

○ 令和元年7月31日から

	構成員名	区分
	遠藤 清之	関係団体 (乳児院)
	加藤 道代	学識経験者
座長	草間 吉夫	学識経験者
	鈴木 重良	関係団体 (児童養護施設)
副座長	花島 伸行	学識経験者
	卜蔵 康行	関係団体 (県里親会)

3 宮城県内の施設等（令和元年9月現在）

○児童養護施設・地域小規模児童養護施設（地域小規模）

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月
児童養護施設 仙台天使園	社会福祉法人 ロザリオの聖母会	仙台市太白区茂庭台4丁目1-30	昭和23年 4月
地域小規模 さくら		仙台市太白区茂庭台1丁目12-16	平成26年 4月
地域小規模 つばき		仙台市太白区茂庭台1丁目7-18	平成30年 4月
地域小規模 みずき		仙台市泉区高森5丁目25-6	平成31年 4月
児童養護施設 ラ・サール・ホーム	社会福祉法人 ラ・サール会	仙台市宮城野区東仙台6丁目12-2	昭和24年 3月
地域小規模 星の家		仙台市泉区南光台南2丁目7-5	平成26年 4月
地域小規模 昴		仙台市宮城野区平成2丁目19-23	平成30年 6月
児童養護施設 旭が丘学園	社会福祉法人 旭が丘学園	気仙沼市舘山2丁目2-32	昭和24年 4月
地域小規模 別家 点睛		気仙沼市舘山2丁目77-11	平成28年 4月
児童養護施設 小百合園	社会福祉法人 善き牧者会	仙台市宮城野区栢江1-2	昭和24年12月
地域小規模 セキレイ		仙台市宮城野区東仙台 1丁目20-18	令和元年9月1日
児童養護施設 丘の家子どもホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市青葉区小松島新堤7-1	昭和27年 5月
地域小規模 かりんの家		仙台市青葉区小松島新堤4-21	平成12年10月
地域小規模 ひまわり		仙台市宮城野区二の森8-15	平成20年 4月
地域小規模 若枝の家		仙台市青葉区小松島4丁目15-16	平成30年 4月

○乳児院

施設名	運営主体	所在地	設置（認可）年月
宮城県 済生会乳児院	社会福祉法人 恩賜財団済生会支 部宮城県済生会	仙台市宮城野区東仙台6丁目1-1	昭和26年12月
丘の家 乳幼児ホーム	社会福祉法人 仙台キリスト教 育児院	仙台市青葉区小松島新堤7-1	昭和30年12月

○ファミリーホーム

住居名	運営主体	所在地	設置年月
ぞおうホーム	ト蔵康行	刈田郡蔵王町	平成21年4月
愛子園	特定非営利活動法人 まきばフリースクール	大崎市	平成21年4月
みんなの家	高城一哉	東松島市	平成23年10月
子どもの家きむら	特定非営利活動法人 みやぎ子ども養育支援の会	石巻市	平成24年6月
どんぐりとやまねこ	樋口稚佳子	多賀城市	平成26年4月
オレンジ屋根	佐々木和成	岩沼市	平成30年4月

4 家庭養育の推進に関するこれまでの動き

- 昭和23年 児童福祉法施行
「里親家庭養育運営要綱」制定（厚生省）
- 昭和63年 特別養子縁組制度施行
「里親等家庭養育運営要綱」制定（厚生省）
養子縁組あっせん事業届出制度実施
- 平成6年 「子どもの権利に関する条約」批准
- 平成10年 児童家庭支援センター創設（児童福祉法改正）
- 平成12年 「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」策定（厚生省）
- 平成14年 専門里親，親族里親の制度の創設，「里親が行う養育に関する最低基準」，「里親制度運営要綱」，「里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）実施要綱」策定（厚生労働省）
- 平成17年 「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」策定（厚生労働省）
- 平成18年 里親委託推進事業実施（児童相談所に「里親委託推進員」配置）
- 平成20年 養育里親を養子縁組里親と区別して法定，養育里親研修の義務化（児童福祉法改正），
「里親支援機関事業実施要綱」策定（厚生労働省）
- 平成21年 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）創設（児童福祉法改正）
- 平成23年 「里親委託ガイドライン」を策定（厚生労働省）
「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会的養護専門委員会）
親族里親の定義変更（おじ・おばには養育里親を適用）
- 平成24年 「里親及びファミリーホーム養育指針」策定（厚生労働省）
里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）配置開始（厚生労働省）
「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」とりまとめ（社会的養護専門委員会）
- 平成27年 「宮城県社会的養育推進計画」策定
- 平成28年 「家庭養育優先原則」の明確化，一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置づけ，養子縁組里親の法定化及び研修義務化（児童福祉法改正）
- 平成29年 みやぎ里親支援センターけやき設置
「新しい社会的養育ビジョン」とりまとめ（新たな社会的養育の在り方に関する検討会）
- 平成30年 「都道府県社会的養育推進計画」策定要領発出
「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」，「一時保護ガイドライン」，「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換，小規模かつ地域分散化の進め方』について」発出（厚生労働省）

5 家庭養育の推進に関する資料

○「社会的養育の推進に向けて」（平成31年4月）の概要とその取組の状況」から抜粋

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親委託	登録里親数			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	委託児童数
家庭における養育を里親に委託	11,730世帯	4,245世帯	5,424人	ファミリーホーム	347か所	1,434人
区分(里親は重複登録有り)	養育里親	3,326世帯	4,134人			
	専門里親	196世帯	221人			
	養子縁組里親	299世帯	299人			
	親族里親	560世帯	770人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

小規模グループケア	1,620か所
地域小規模児童養護施設	391か所

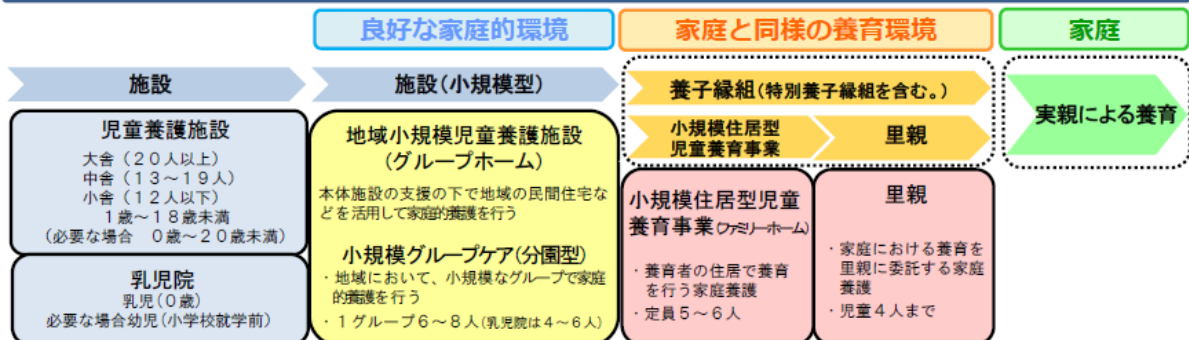
※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成30年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成29年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成29年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成29年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行(平成28年6月3日)・児童福祉法】

- 課題
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$ 平成30年3月末 19.7%

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

14

新しい社会的養育ビジョン

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」平成29年8月2日とりまとめ公表）

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会（※）で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山真紀子こころの診療部長）

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。）
- ・概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

15

宮城県社会的養育推進計画
宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話 (022) 211-2531